

平成28年3月甲良町議会定例会会議録

平成28年3月3日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第5号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第6号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第7号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第8号 甲良町営林委員会条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第9号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第14 議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第15 議案第17号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例
- 第16 議案第18号 甲良町行政不服審査会条例
- 第17 議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番

- 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および
特定個人情報の提供に関する条例
- 第18 議案第20号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第19 議案第21号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第22号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第23号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第24号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算
- 第24 議案第26号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第27号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第26 議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第27 議案第29号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第28 議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第29 議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第30 議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算
- 第32 大滝山林組合議会議員の選挙
- 第33 請願第1号 歩行者と自転車通行の共有路標識を必要度の高い尼子信号から出町までの歩道に設置し、甲良町内の歩道の必要箇所に拡充することを求める請願書
- 第34 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める請願書
- 第35 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	西 川 誠 一
9 番	丸 山 恵 二	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	木 村 修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川	豊昭	教育長	橋本	悟
総務課長	中川	愛博	教育次長	山本	昇
税務課長	上田	和光	産業課長	若林	嘉昭
住民課長	山田	禎夫	建設水道課長	北坂	仁
総務課参事	宮川	哲郎	学校教育課長	藤村	善信
企画監理課長	中川	雅博	社会教育課長	川嶋	幸泰
人権課長	陌間	守	会計管理者	寺川	貴代美
保健福祉課長	米田	志保子			

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間	忍	書記	山崎	志保美
------	----	---	----	----	-----

(午前9時00分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達していますので、平成28年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しておりますとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員および4番 山田裕康議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成28年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、税務課職員による不祥事につきまして、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申しわけなく思っております。まことに申しわけありませんでした。現在も調査を行っており、一日でも早く刑事告訴をし、適正な対応処分を行いますので、現在、警察の方も捜査が進んでおりますので、もうしばらくご理解をいただきたいと思います。

それでは、議案の説明をいたします。

議案第5号は、甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、および運営ならびに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、甲良町営林委員会条例の一部を改正するものであります。

議案第9号と10号は、昨年末の人事院勧告に伴い、甲良町関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第13号と14号は、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、甲良町関係条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、地方公務員法の一部改正に伴い、甲良町関係条例の一部を改正するものであります。

議案第16号から18号は、行政不服審査法の施行に伴い、甲良町関係条例の一部改正および制定をするものであります。

議案第19号は、甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例を制定するものであります。

議案第20号は、平成27年度甲良町一般会計補正予算（第8号）については、1億2,024万3,000円を追加し、補正後の予算総額を39億486万円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、普通交付税および国庫支出金の増。また、繰入金の減。

続いて、歳出では、総務費財産管理費の増、電子計算費および定住自立推進費の増。民生費では、社会福祉総務費および臨時福祉給付金事業の増。農林水産業費では、農業振興費の増および農地費の減。土木費では、道路橋梁維持費および住宅管理費の増、道路橋梁新設改良費の減。

以上が、主なものでございます。

議案第21号から24号までは、4つの特別会計の補正予算になっております。

主なものとしましては、国保会計および介護保険会計でございます。

国保会計の歳入では、共同事業交付金の減。歳出では、予備費の減。

また、介護保険会計の歳入では、介護給付費負担金および介護給付費交付金の増。歳出では、居宅介護サービス給付費の増および施設介護サービス給付費の減。

以上が、主なものでございます。

続いて、議案第25号は、平成28年度甲良町一般会計予算および議案第26号から33号の、平成28年度の7つの特別会計および企業会計の予算でございます。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より3.2%増となる36億9,300万円となりました。

特別会計および企業会計による8会計の総予算額では、昨年度当初予算より2.4%増となる27億8,817万6,000円となりました。

今回の予算編成につきましては、甲良町新総合計画に基づく施策の構築をはじめ、6つの基本方針による編成を行いました。今後は、今まで以上に計画、実行、評価、改善を繰り返し行い、効率的で正確な行政推進に、職員が結束して事業を進めてまいります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○木村議長 次に、日程第3 議案第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第5号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する議案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第5号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴い、地域密着型サービスに、新たに地域密着型通所介護が創設されることになりました。通所介護のうち、利用定員が18人以下の通所介護は、平成28年4月1日以降は、甲良町の方のみが利用できる地域密着型通所介護に移行いたします。このため、地域密着型通所介護に関する基準を追加し、地域との連携や運営の透明性を確保するために、運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準をふまえて、地

域との連携等に関する規定について改正を行うものでございます。

1 ページをご覧ください。

第3章の次に、新たに第3章の2、地域密着型通所介護を加えるものです。第1節、基本方針、第2節、人員に関する基準、第3節、設備に関する基準、第4節、運営に関する基準、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準について規定しております。これに伴い、第67条、第68条、第72条、第74条から78条の2、第105条を削除し、文言の訂正をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。2点お尋ねします。

1つは、3月1日付の町から配られるチラシの中にもありましたが、近々オープンを予定している小規模多機能の施設、小川原地先にオープンになります。それが、この条例の対象になるものかどうかということが1つです。

それから、この条例のもとで運営をされる町直営のものはないと思いますが、あれば説明いただきたいですし、それから、第三者機関、民間が運営をするというものであっても、この条例の拘束を受ける、その指導を受けるといふ、町と施設管理者との関係があるのかどうか、この2点です。よろしくお願いします。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、建設中の小規模多機能の施設は、この条例の中に入ります。対象となります。

地域密着型は、町が中心となりますので、町が運営等の会議も一緒に入らせてもらうことになっております。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。1番目のところは、わかりました。2番目のところでは、いわゆる町が運営主体、つまり事業運営者でないけれども、運営にあたっての提言、それから管理監督の役割をこの条例で果たすということ聞いたんですけど、そうなんですか。どういう関係ですか。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 そのとおりでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第4 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第6号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第6号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例も、介護保険法の改正に伴うものでありまして、第39条に2項を加え、第62条を削除し、それに伴います文言の訂正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。議案第6号についても、第5号と同じように、4月1日の施行とも関連をし、そして、文言の整理が上部法律によって改正をされるのか、その関係です。

それが1つと、それから、先ほどの町と施設管理者との関係で言えば、そういう運営などについての助言、提言との関係で、町が指導的役割を果たすということも、この条例の中の範囲かどうか、2点、よろしく願います。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 この法律も上部法によって改正が伴っているというものです。

また、地域での運営についてですが、同じように町も一緒に考えていくということになっております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第5 議案第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第7号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○若林産業課長 議案第7号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

今年度完成いたしました観光案内所の施設とテント張りの休憩所の新たな設置に対する条例の一部改正をお願いするものでございます。それでは、説明させていただきます。

道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に、次の各号を加える。

(7) 会議室(観光案内施設含む)、(8) 休憩所。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。この会議室について質問いたします。

これは、観光案内所内にあるということですが、管理の主体、これはせせらぎの里の方で管理するのか、観光案内所が管理するのか、どちらなんでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 ただいまのところは、産業課というか、役場が管理するということになります。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。観光案内施設というように書かれていますが、入り口の看板には甲良町観光協会というように書かれています。それで、観光協会は町の団体とは別の組織でありますので、利用にあたって、つまり他団体と甲良町が契約をするという内容だと思っておりますけれども、その利用方法についての協定書、そういうのが結ばれているのでしょうか。それが、1つです。

それから、それと関連して、道の駅の施設にも幾つかできました営業団体も開業していますが、既に道の駅の直売所にかかわる施設は、協定書がつくられています。この観光協会との関係でも協定書が結ばれているのでしょうか。結ばれているのなら、どういう内容での利用を範囲で定めているのか、説明をお願いします。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 観光協会とは、ただいまのところ、協定書はまだできておりませんが、今後というか、事務局長の募集等についても行っておりますので、それが整い次第、協定を結んでいきたいと考えます。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 まだできていないということですが、既にもう職員が配置をされて、観光案内でお客さんに対応されていますよね。しかも、業務を扱っています。ですから、既に稼働をしているわけですから、協定書がないこと自体も、他団体です、あくまで。甲良町内の人員ではないです、今、配置されている方は。そこから見ると、協定書があって当たり前なんですけれども、ないということを認められましたが、ないのであれば、早急につくらねばな

りませんし、ないまま使わせている。これはずっとずるずると道の駅のときもそうでしたが、協定書を公開しない、丸山光雄議員が質問したときも公開しないということで、私も求めましたら、ぎりぎりに協定書が結ばれていて、そして、私たちに公開されるという経過がありました。今回も、小さな問題ですけども、だけども町の施設を他団体に使わせる、他人に使わせる、営業主体に使わせるということから見たら、そういう区分けをちゃんとしていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 ただいまのところは、観光協会の事務局長は産業課がやっておりますので、今後、新しい事務局長が募集で選ばれましたら、早急に作成したいと考えております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第7号を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第6 議案第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第8号 甲良町営林委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第8号 甲良町営林委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

甲良町営林委員会条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中、「8人」を「6人」に改め、同条第2項中、「次の各号に定める者」を「学識経験のある者」に改め、同項各号を削る。

付則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するという
ことで、現在、町営林の委員さんは8名おられまして、うち4名が議員から
の選出ということになっております。このことにつきましては、平成21年、
22年ごろに各ほかの委員さんにつきましても、議員については議会の方で
の審議を十分していただけるということをふまえて、議員さんを各委員
から外していくということが行われましたが、そのときにこの営林委員会に
つきまして、そのことが実施されていませんでしたので、今回、改めて民間
から学識経験のある方を、議員を除きまして入れるということとあわせて、
定数を6人に改めさせていただきたいという案件でございます。どうかよろ
しくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第7 議案第9号および日程第8 議案第10号を一括議題と
いたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第9号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例。

議案第10号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第9号と議案第10号について続けてご説明を申し上げます。

まず、議案第9号ですが、これは先の人事院勧告の改正に伴います、本町職員の給与の改正に関する条例の一部改正でございます。

内容といたしましては、0.1カ月分の給与あるいは勤勉手当の引き上げを行うというものでございます。第1条といたしまして、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第23条第2項第1号中、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合には100分の85」を加え、同項第2号中、「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合には100分の40」を加えるという事でございます。

表につきましては、以下のとおりでございます。

次、2枚めくっていただきまして、第2条でございますが、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第23条第2項第1号中、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中、「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改めるという事でございます。

付則の1です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

付則の2で、第1条の規定による改正後の甲良町職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するという事で、ちょっとややこしいんですが、戻っていただきまして、第1号につきましては、要するに平成27年4月1日の給与から適用させていただきたいということと、第2条につきましては、平成28年分の給与について適用するという事で、0.1カ月分、給料をアップするという条例改正でございます。

次に、議案第10号ですが、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、特別職は町長、副町長、教育長ということになります。副町長は現在、甲良町にはございませんので、一応、条例上、副町長の職がありますので、同様に改正するという事になります。

一括になりますが、めくっていただきまして、第1条、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第3条た

だし書中、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

付則中、第7項を第9項とし、第6項の次に、次の1項を加えるということで、7といたしまして、町長に係る平成27年度の期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条ただし書中、「100分の167.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

第2条といたしまして、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、第3条ただし書中、「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付則中、第7項の次に、次の1項を加えるということで、8といたしまして、町長に係る平成28年度の期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条ただし書中、「100分の150」とあるのは「100分の147.5」と、「100分165」とあるのは「100分の162.5」とする改正でございます。

これを要約いたしますと、全体に0.05カ月分、期末手当を上げるということなんです。特別職の給与につきましては、条例で給与額を定めておりますので、今回これには関係ないんですけど、期末手当について0.05引き上げるということでございます。

第1条、第2条ともに、付則中というただし書があります。これは、町長の今回の引き上げに対することにつきまして、町長の分については引き上げを行わないという趣旨の付則説明でございます。これは現在、町長の給料をプレミアム券のこと等につきまして減額させております。これと同様に今回も町長のアップについては行わないという趣旨での条例改正でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第9 議案第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第11号 甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、続きまして、議案第11号の説明をさせていただきます。

甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、一部を次のように改正するということで、第8条の3、第1項、第2号中、「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を加える。

付則で、この条例は平成28年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行するということで、経過措置といたしまして、2として、この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるという改正です。

これにつきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出の勤務の規定というのがございまして、現在は小学校に就学している子のある職員という規定がありますが、そこに、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子の職員もこの早出、遅出、いわゆるフレックスタイムというものですけども、ということを活用していこうという条例改正でございまして、よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第10 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第12号 甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 続きまして、議案第12号の説明を申し上げます。

この条例は、甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ということで、毎年3月に甲良町の職員数や給与とか人事に関することなどを公表させていただいております規定がございます。その一部改正をするものでございます。

甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するというので、第3条中第8号を第11号とし、第7号を10号とし、同条第6号中、「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加えるということで、(8) 職員の退職管理の状況。

次に、第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加えるということで、(5) としまして、職員の休業に関する状況。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加えるということで、(2) としまして、職員の人事評価の状況という

ことで、付則として、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。この新旧対照表の現行のところが略となっているのでわからないのですが、少なくとも地方自治法に基づく職員の処分を受けたことがあるかどうか職員の処分歴も公表する対象になっていますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 これは、数の公表になりますので、そういうことはさせていただくことになると思います。例えば、何年度に懲戒免職を何人したとか、そういう公表の仕方になると思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第11 議案第13号および日程第12 議案第14号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第13号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第13号と第14号についてご説明を申し上げます。

議案第13号につきましては、甲良町からお願いしております各種委員会の委員が、この非常勤職員に当たるわけですが、その方の公務災害に関する補償に関する条例の一部を改正するものでございます。これは、厚生年金保険法等の改正に伴いまして、労災年金に乗じる調整率が変更されました。それに伴いまして、町の非常勤職員の補償部分の調整率の改正を行うものでございます。

甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、付則第5条第1項の表中、「0.86」を「0.88」に改め、同条第2項の表中、「0.86」を「0.88」に改めるというものでございます。

次に、議案第14号でございます。甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例で、先ほどの議案第13号と同じ趣旨で、甲良町消防団員の公務災害に関する条例の一部を改正するものでございます。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表1の部中、「0.86」を「0.88」に改め、同条2の部1の項中、「0.91」を「0.92」に改め、「または第2級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中、「0.86」を「0.88」に改めるという改正でございます。

議案第13号、14号とも、平成28年4月1日から施行するというのでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。直接関係ないんですけど、給与の補償の関係で、交通災害も含まれているという理解でよろしいでしょうか。業務に当たるとき、家から役場まで来るとか、現場に行くとかいうようなときの関係が入っているかどうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ここに該当する消防団員と非常勤職員については、そのことも関係してきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号は可決されました。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第13 議案第15号から日程第17 議案第19号までの条例制定については、議会規則第39条第1項の規定により、手元に配布しておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第13 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第15号 地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第15号についてご説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、甲良町職員の給与に関する条例の一部改正、第1条で甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条では、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、第3条で甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正するというので、第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するというので、この1つの条例で、今申し上げました甲良町職員の給与に関する条例と甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから、甲良町職員の特別勤務手当に関する条例を地方公務員法の改正がございまして、条項の整理ということで、一括で3条例についての改正を行わせていただきたいと思いますというのでございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第16号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第16号のご説明を申し上げます。

行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。この条例は、行政不服審査法が改正されたことに伴います、本町条例の改正でございます。この条例によりまして、一括で関係する条例の一部改正を行わせてい

ただきたいというものでございます。

第1条では、甲良町個人情報保護条例の一部改正ということで、目次中、「第4節不服申立て」を「第4節審査請求」に改める。

以下につきましては、文言の整理、条項の整理となっております。

めくっていただきまして、2ページ、第2条で、甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部改正ということで、第4条第2項第1号中、「住所」の次に「または居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加えるということで、以下、(2)につきましても、「住所」の次に「または居所」を加え等々でございます。文言の追加と整理となっております。

それから、3ページでは、甲良町税条例の一部改正ということで、第3条で第18条の2第1項中、「不服申立てに」を「審査請求に」に改める。第77条中、「不服を審査決定」を「審査請求を裁決」に改めるという言葉の整理でございます。

次に、甲良町行政手続条例の一部改正、第4条で、甲良町行政手続条例の一部を次のように改正するというので、第3条第10号中、「、異議申立その他の不服申立」を削り、「裁決、決定その他の処分」を「裁決」に改める。

次に、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部改正では、第5条で、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するというので、第26条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中、「異議申立」を「審査請求」に改める。

次に、第6条で甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正で、第6条では一部を次のように改正するというので、第3条第1項第1号中、「不服申立て」を「審査請求」に改める。第6条第4項中、「不服申立てに」を「審査請求に」、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。第7条第1項中、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申立てがあったときは」を「審査請求があったときは」に改める。第8条および第9条中、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

次に、甲良町情報公開条例の一部改正、第7条で、甲良町情報公開条例の一部を次のように改正するというので、目次中、「(第16条～第22条)」を「(第17条～第23条)」、「(第23条～第28条)」を「(第24条～第29条)」に改めるということで、第28条を第29条とし、第23条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。第4章中第22条を第23条とするということで、第21条から以下、「不服申立人」を「審査請求人」に

改め、同条を第 22 条とするなど、条文の繰り下げと、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるというものでございます。

それから、下から 3 行目です。甲良町職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、第 8 条、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、5 ページ、飛んでいただきまして、第 22 条の 3 第 2 項中、「行政不服審査法第 14 条または第 45 条」を「行政不服審査法第 18 条第 1 項本文」に改めるということと、最後に、甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第 9 条で甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するというので、第 5 条第 2 項中、「不服申立ての」を「審査請求の」に改めるということで、付則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するというので、主に行政不服審査法の改正に伴います文言の整理と、今回の行政不服審査法につきましては、第三者機関への諮問を行って、その答申を受けて不服審査を行った上で決裁をします。従来は、その第三者機関がございませんでした、申し立てがあった場合には、行政の中で判断をして返事をしていたということですが、第三者機関への意見具申を受けた上で、透明性を持たせた中での対応をしていくという改正になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 15 議案第 17 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 17 号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 3 日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第 17 号についてご説明申し上げます。議案をめぐっていただきまして、甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例でございます。

第 1 条、この条例は行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し、必要な事項を定めるということで、第 2 条で提出書

類の写し等の交付に係る手数料の額、それから、第4条では、手数料の減免をうたっております。

めくっていただきまして、別表をご覧ください。

行政不服審査法の審査請求をする場合に、提出書類を役場に求められた場合に、手数料をいただくという条例でございます。表中、複写機により用紙に白黒で複写したものの交付が1枚10円、次が、同様にカラーで複写したものは1枚70円、次に、電磁的記録に記録されたということで、パソコンの中から出力したものという意味に解釈していただきたいと思いますが、これも1枚10円、同様にカラーで出力したものは1枚70円ということで、両面コピーした場合には、片面を1枚として手数料をいただくという条例でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第18号 甲良町行政不服審査会条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第18号のご説明を申し上げます。1枚めくっていただきまして、甲良町行政不服審査会条例でございます。

先ほど第16号でご説明申し上げました行政不服審査法で改正させていただきまして、行政不服審査会を設置するという条例でございます。

組織等、第2条で審査会を町長が任命する委員5人以内で組織し、必要の都度、町長が任命すると。

第2、委員は法の規定により、権限に属する事項を処理したときは解任されるものとする。

3、委員は職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条では、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める等々で

ございます。

第4条で、審査会の調査権限ということで、審査会は必要があると認めるときは、審査請求に関する事件に関し、審査請求人、参加人または法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁にその主張を記載した書面または資料の提出を求めること、適当と認める者に、その知っている事実の陳述または鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができるということで、第5条では、意見の陳述ということで、審査会は審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認める場合には、この限りでない等でございます。

次、めくっていただきまして、6条、7条につきましては、事務手続のことが少し書かれております。書面の提出あるいは提出資料の閲覧ということでございます。

第8条で、答申書の送付等。審査会は諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとなっております。

罰則規定がございまして、第10条、第2条第3項の規定に反して秘密をもらした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというところで、この条例は平成28年4月1日から施行するというところでございます。よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 所属委員ですが、審議の全体にかかわると思いますので、質問をいたします。

審査会条例ですが、既にこの種の審査会が設置されているのは、情報公開条例に基づく審査会が設置されています。全体の配置のバランスから見て、この審査会は、既に設置をされている情報公開の審査会とは別に、他の情報公開を求める審査があつて、私も経験したんですが、却下され不服審査を申し立てていくということなんですが、その他の行政処分についても、この審査会を設置する、ここのところに、「その都度」と第2条の中にありますが、その都度設置する、常設ではないということで全協では説明がありましたが、それとの関係、既にこの条例の中には情報公開条例に基づいた審査会が設置されていることについては、除くなり、別だという文言が必要なのか、それともそれはそれでもうなぶらなくて、これだけは設置するということなんですか。関係をちょっと説明お願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり、その他の情報公開条例もそうですし、固定資産の関係もありますね。基本的には本条項にはうたっていないんですが、基本的にはそちらの審査をしていただくということで、まずやっていただく。それについてもまだなお不服があるという場合については、こちらの審査に委ねることを妨げるものではないとは理解はしております。

以上です。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 それと関連をしますと、そうすると、既に設置されている審査会、固定資産税の評価の審査会、それから情報公開の審査会は、それぞれその条例に基づいて設置されていますので、それとは独立して、この行政不服にかかわる問題だけについてやるという文言を整理して、どこかの付則なりに書き加えるということも必要じゃないでしょうか、整理する上で。見解を求めます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 条例には、今おっしゃることがうたわれていないんですが、委任という形、第9条で審査会の運営に関し、必要な事項という文言があります。そこで、規則で委ねるということでの処理をさせていただきたいと考えています。

○木村議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。組織の中で、全協でもお話があったと思うんですけども、全協では第三者機関を設けたらどうかということやったんですけど、もともとこの条例の中で町長が任命する5人というのは、基本的にはやはり条例に精通していないとわからないという面があるので、その都度、適した人を選ぶんやと全協で聞いたんですけども、それはそのとおりになってこようかというような形の条例に展開するという事なんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり、条例等、職務をあわせて精通したものでないとだめということですので、そういった関係の方を選任していくと。その都度の案件ごとに、そういった方を選任するという形で対応させていただきたいと考えております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報情報の提供に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第19号の説明を申し上げます。

甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報情報の提供に関する条例ということでございます。

第1条、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に基づく個人番号の利用および法第19条第9号に基づく特定個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとするということで、ここでいいます行政手続におけるということにつきましては、1枚めくっていただきまして、別表第1から別表第3まで表がございます。これらの役場で行う行政事務につきまして、いわゆるマイナンバーを活用した事務を行うための条例でございます。

第2条では、この条例において次の各号に係る用語の意義、当該各号に定めるところによるということで、(1)個人番号、(2)特定個人情報、(3)個人番号利用事務実施者、(4)情報提供ネットワークシステムという定義をしております。

町の責務といたしまして、第3条で、町は個人番号の利用および特定個人情報情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するというところでございます。

個人番号の利用範囲といたしまして、第4条で、法第9条第2項の条例で定める事務は、先ほど言いました別表第1の左欄に掲げる町の執行機関(第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を委任し、または補助執行させる場合においては、当該事務を行う者を含む)が行う同表右欄に掲げる事務。次に、別表第2の左欄に掲げる町の執行機関が行う同表中欄に掲げる事務および別表第2の第1欄に掲げる町の執行機関が行う同表第2欄に掲げる事務とする。

めくっていただきまして、これが別表1と2の大まかな内容でございます。

それから、第5条です。特定個人情報の提供ということで、第5条では、別表の第3にかかわる部分でございます。別表1と2はいわゆる町長部局で行う事務ですが、別表第3では教育委員会部局が行う事務についても、この条例の規定によって適切な運用を行うという内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。私は特にこの条例に反対するものではないんですけども、出してくる順番が違うのかなど。この前の全協でも説明があったんですけども、情報セキュリティ、この辺が完璧になって初めてこれを出してくるというのが当然であって、今、出してくること自身がおかしいという認識をしております。

先日の話では、ハード面の改善、それはこれからやると、そしてソフト面、人のモラルの関係、これもまだできていない、これからやるというような状況で、これ内容を見ていると、前回の12月議会から出してきた内容とほとんど変わっていません。まず、何が変わっているのか、なぜ同じものを出してきたかというのと、それと、付則で平成28年1月1日から適用すると、さかのぼって適用と書いていますけども、何か動いているのでしょうか。

以上、質問です。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 順番が違うというお話でございますが、法律自体がもう既に動いているという観点から、前回、12月に上げさせていただいたんですが、1月施行ということで、今回、改めて上げさせていただいたということでございます。

今、指摘のありました、いわゆるセキュリティの関係が明確になっていないということについては、今、鋭意進めておりまして、早い時期にそこを整備して、並行してこの条例を実施していきたいと考えております。

以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今ほど、野瀬議員から質問がありましたが、セキュリティのマニュアル、全協でも論議がありました。適切な質問があったんですが、行政当局の答えは非常に曖昧です。これからという状況です。しかも、そのマニュアルができて、それを守るのは町職員です。しかも、税金の着服事件が発覚して、それが数カ月ではなくて、何年かにも及ぶという点で見過ぎていたわけです。こういうところで、マニュアルができて、絵に描いた餅になり

かねません、今の現在で。そういう点でも昨今言われている個人情報への漏えいが、職員がやって、処罰をされた人も回復できません。つまり、こんだけ多い内容が漏れていくわけですから、それを回復するのはとても本人が謝罪したり、法に基づいて処罰を受けても戻ってきません。

そこで質問ですが、そういう点でも強制性が新たに加わったのか、つまり、野瀬議員とも関連しますが、12月の議会で否決をされて、そのときも論議がありました。個人番号をつけなければ、いわゆる記入しなければ、それぞれのここに書いていますサービスが受けられない、つまり行政サービスが受けられないということの強制性があるのかどうか、お尋ねします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 セキュリティの関係ですが、セキュリティのことにつきましては、12月25日に総務大臣の方から通知がありまして、パソコンの分離なり、USBというような通知が来ておりまして、この3月補正で予算を要求させていただいているところでございます。

それと、幾らセキュリティをしても、最後は職員がするのでという、全協でご意見もいただきましたので、今、クラウドの関係でケーケーシーと契約しておりまして、その社員さんがうちに常駐していますので、ちょっと相談をさせてもらいました。その会社につきましては、組織として、会社としては半年に一遍、監査をすると。3年に一遍、外部に委託して監査をしてもらうということをしているというような話も聞きましたので、役場の方にもプロジェクトチームがありますので、早速その辺で、幾らセキュリティをやっても、職員管理ができないあかんということなので、それをどう対処できるかというようなことで、早速、きのうちょっと検討を始めるようにプロジェクトには指示をしたところであります。

業務につきましては、これができないと業務ができないとかいうことなのですが、これが整備しなくても現在、ペーパーベースではやっているのが事実ではありますので、ということです。

以上です。

○木村議長 8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。全協のときも言いましたし、今、皆さんもおっしゃっていることなんです、要は今の甲良町は信用できないという発想がひとつありますので、そのところが問題になっていると思います。今、第6条のところにあります、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるということがあるんですが、やはりこれを先に、甲良町の場合は決めてしまわなければだめやと。今までおっしゃっていたようなことが、文言として出てくる、そういうような規則を定めないかんのではないかなと。これ、委員

会審査に付託されますので、その辺のところひとつ議論していただきたいと思えます。

○木村議長 これは要望ですか。

○西川議員 はい。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第20号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、私の方から説明させていただきますので、補正予算書の裏面をご覧ください。

議案第20号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。今回の補正は、1億2,024万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億486万円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費、債務負担行為の補正につきましては、第3表、債務負担行為補正、地方債の補正につきましては、第4表、地方債補正、それぞれで説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。9款 地方交付税、補正額6,845万円、13款 国庫支出金7,800万9,000円、14款 県支出金2,181万1,000円の減、17款 繰入金3,663万6,000円の減、19款 諸収入193万1,000円、20款 町債3,030万円、歳入合計、補正前の額37億8,461万7,000円、補正額1億2,024万3,000円、合計39億486万円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費、補正額17万6,000円、2款 総務費7,722万9,000円、3款 民生費5,402万7,000円、4款 衛生費234万2,000円の減、6款 農林水産業費2,480万2,000円

の減、7款 商工費81万9,000円、8款 土木費896万4,000円。

3ページをご覧ください。

9款 消防費109万1,000円、10款 教育費531万6,000円、12款 公債費ゼロ円、13款 諸支出金23万5,000円の減。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費。2款1項 総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業3,591万円、地方創生加速化事業3,000万円、3款1項 社会福祉費、臨時福祉給付金事業3,531万1,000円、6款1項 農業費、担い手確保経営強化支援事業補助金事業365万4,000円、7款1項 商工費、近江鉄道沿線地域活性化協議会負担金事業56万円、8款4項 住宅費、住宅対策事業650万円、10款1項 教育総務費、公民館音響設備整備事業253万円。

第3表、債務負担行為補正。追加。事項、宅地用地確保事業化調査委託業務、期間、平成27年度から平成29年度まで。限度額507万6,000円でございます。

次に、5ページをご覧ください。

第4表、地方債補正。起債の目的、情報セキュリティ強化対策事業債3,030万円、限度額、補正前ゼロ円、補正後3,030万円、計3,030万円。補正前1億9,167万円、補正後2億2,197万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 4ページの繰越明許です。それぞれ上がっていますが、この理由、原因、説明をお願いいたします。

そして、もう1点は、補正予算で今日、資料をいただきました。3月補正予算概要というので、2つ説明があります。それで、全協のときにいただきました加速化事業の一番裏のページに、戦略事業の計画一覧の中にあります、27年の3月補正で三角印と丸印で6事業に印がついています。それが、それぞれこの補正予算の中にどういように組み込まれているのかということ、このペーパーと、それから全協で配られた一番最後のページのところ、27年の3月補正で印がついているのが、予算書でこういう計上をされて、こういう事業として進める予定というのを説明をお願いします。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、情報セキュリティ強化対策事業につきましては、

地方公共団体の情報セキュリティ強化対策といたしまして、28年度から前倒しの部分、例えばファイルサーバーの導入ですとか、そちらの方をやらせていただきまして、最終的に28年度には情報セキュリティの全般を仕上げていくというような形になっております。

続きまして、地方創生加速化事業につきましては、また後ほど説明がありますので、そちらの方でお聞き願いたいと思います。

それと、臨時給付支出金につきましては、27年度臨時給付金につきまして、それぞれ支給につきましての不足分等を含めましたものになっております。その部分につきまして、28年度への繰越明許という形になっております。

担い手事業につきましては、担い手確保経営強化支援事業ということになりまして、例えば今までですと、ファーム金屋さんですとか、そちらの方でトラクターを購入されたり、そちらの方への補助金の支出の予定になっております。

また、近江鉄道の沿線地域活性化協議会負担金につきましては、この協議会への負担金56万円そのもの全額を負担するということになっておりますので、このように上げさせていただいております。

住宅対策費につきましては、尼子駅の方の分譲地を予定しておりますので、そちらの方の予算となっております。

また、公民館の音響設備整備事業につきましては、公民館の多目的ホールの音響設備が老朽化しておりますので、そちらの方を修繕するという予算額になっております。

以上でございます。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 地方創生加速化事業と繰り越しですが、全協でも説明させていただきましたように、国の方の考え方で、平成27年度予算で予算を組んで繰り越しして執行しなさいというようなことで、これは繰り越しをさせていただいております。

全協で配らせてもらった補正予算のところの三角印については、このような事業を組み合わせるとして加速化交付金として事業を申請することで、補正予算としては10ページの地方創生加速化交付金3,406万円がありまして、出につきましては14ページの官民協働事業で2,000万円、施設改修工事で1,000万円、それと18ページの近江鉄道沿線地域活性化協議会負担金で56万円、それと、19ページの空き家等実態調査業務委託で350万円です。というのが、加速化交付金です。

もう一つ、27年度の補正予算で丸印をつけております住宅用地確保事業

につきましては、これは交付金対象ではないという意味で、単費でやるということで、19ページの住宅用地確保事業化調査業務委託で300万円を上げております。その事業内容をまとめたのが、本日配らせてもらっております平成27年度3月補正予算概要ということで記載されている内容であります。

以上でございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 繰越明許のところですが、この事業の内容を言っても、それは構いませんが、つまり、27年度で計画する事業が28年度に繰り越していくわけで、その理由を尋ねていたんです。ですから、相手さんのことがあり、それからまた、3月に補正計上がされたりすると、計画をしてまたいっていくということをそれぞれの担当がおられますので、その担当でこういうような理由で繰り越していくんだということを説明してほしいんです。ですから、もう一度それぞれの担当されるところで説明願いたいということです。それが1つ。

それからもう一つは、繰越明許の中にある住宅対策事業の650万と先ほど住宅確保事業とは全くリンクしていないのか、関連がないのか、それとも関連をして事業として進めていくことなのか、説明をお願いします。

そして、8の土木費の住宅対策事業の中に尼子駅を分譲していくという説明がありましたが、ちょっと記憶にありませんが、どういう事業として繰り越していくのか説明、再度お願いします。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 済みません。私の先ほどの説明の中に、尼子駅の分譲地ということにつきましては、私の誤りでございます。事業内容といたしましては、予算に出てきておりますのは、空き家等の実態調査の業務委託および宅地用地の確保事業化調査業務委託ということになっておりますので、先ほどの発言を訂正させていただきますので、申しわけございませんでした。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 繰り越しの理由をということで、上2つは企画監理課でございます。1つにつきましては、情報セキュリティの強化につきましては、先ほど申しあげました、12月25日に通知が来ましたので、3月議会で補助金の入と出の予算を見せてもらって、その整備に時間がかかるので、繰り越して28年度にやるということです。

地方創生加速化事業につきましては、今ほど言いましたとおり、繰り越しであります。

企画監理の方は以上でございます。

○米田保健福祉課長 繰越明許費の臨時福祉給付金事業についてであります、こちらは国の方が27年12月18日付で一億総活躍担当大臣の方からの資料が来まして、27年度の前半の方で臨時福祉給付金を実施いたしました、新たに28年度に向けて、27年度支給対象者となった方のうち、28年度中に65歳以上になられる方について1人3万円の給付金制度というのを新たにつくられましたので、それに伴うものの補正でございます。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 担い手確保経営強化支援事業補助金事業でございますけれども、これにつきましては、国の補正予算、特にT P P関連の補正予算でございまして、補正予算で急に国の方からということございまして、これに乗っていただける組織を募りましたところ、金屋のファームさんが一応募集ということで、トラクターの助成がほしいということで、今回上げさせていただいたものでございます。

それと、近江鉄道沿線地域活性化協議会負担金事業でございます。これは、企画監理課長が申しましたように、地方創生加速化事業の一環でございまして、近江鉄道の沿線11市町と滋賀県、民間企業が連携して行う広域連携事業でございまして、今後まだどのような方向で盛り上げていくかというような段階の事業でございます。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 8款でございます。住宅対策事業ということで、空き家等の実態調査業務委託、また宅地用地確保事業化の調査委託というところでございます。総合戦略の中で規定していただいたものでございまして、今の加速化交付金のものも一部組みまわっております。

また、住宅用地の確保事業でございますが、300万をみております。この事業については、住宅の確保の候補地がないかを検討するところございまして、そういうような計画、農振なり、ビジョン、今の総合戦略の中で立てていただいている分を検討していくというものでございます。

○木村議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 公民館の音響設備の整備事業でございます。これにつきましては、機材の取りかえということで、その機材をおさめるラックにつきまわして、相当な時間がかかるということで繰り越しをさせていただくものでございます。

○木村議長 8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。17ページ、18ページのところでお聞かせください。

17ページの一番下、農業経営体育成支援事業、これがマイナスになって

いる、この理由ですね。予算総額がどれだけあったのか、それで何ぼ減額しているのかということと、18ページのしがの水田野菜生産拡大推進事業50万、これはたしか予算が全体で50万だったと思うんですけど、これが使われなかった理由ということですね。この50万というのが、果たして少な過ぎるんじゃないのかなという気がせんでもないんですが、やはり道の駅を盛り上げていくとか、そういうことに対してのことはいろいろ考えていかないかん施策だとは思いますが、その辺がマイナス、誰も使わなかったのか、それとも200万あって50万残るのか、その辺のところと、それから、19ページ、ちょっと聞くところがないんで聞かせていただきたいんですが、土木の関係です。尼子野口線、野口の交差点、キング観光、道路が広がるということなんですけど、まだ完成していない、いつ完成するのかということと、出町のところが今、現状どうなっているのか。前々からもうすぐだ、もうすぐだという話は聞いていますけど、その辺がどうなっているのか。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 農業の経営体育成支援条件整備費補助金の118万8,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、きらり下之郷さんと楽農ファームセッション22、尼子出屋敷さんですけれども、乾燥機とフォークリフトを購入された補助金でございます、当初より入札か何かで金額がダウンした分で、その部分がマイナスになったということでございます。

それと、しがの水田野菜生産拡大推進事業でございますけれども、これにつきましては、拡大ということで、26年から27年に畑作の拡大ができなかったために、全額が補助対象にならなかったということでございます。そして、27年、この事業は終わるということでございます。

以上でございます。

○木村議長 あと質問がありました、出町と野口ですか、あの部分は町外だと思いますので、もしも答えられるならばお願いしたいんですけど、だめならだめで。

(「議案と関係ない」の声あり)

○木村議長 そしたら、議案と関係ないということで却下させていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。18ページの真ん中あたりあります、獣害対策費、この一般財源から30万計上されておりますが、土地調査業務委託となっております、どの土地をどのような業務で委託されておるのか説明よろしくをお願いします。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 これにつきましては、運動公園から第一化成のところ最近、鹿、イノシシ、猿が出没しているということで、地元の長寺東区さん、長寺西区さんから何とかしてほしいというような要望がございまして、現地を一度、境界やらそういうのがまだはっきりわからないところが山林になっていて、覆いかぶさっているというようなところがございまして、それとどのように柵等を設置していけば一番有効にできるかというような調査をする委託金を計上させていただきました。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 もう1点、土木の関係で、犬上川の金屋のところの竹やぶが切られています、あと立ち木の方、あれは3月中に間違いなく切るのかどうか、その辺がわかっていますか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今、竹の方を伐竹ということで先にやっております、今後、木についても撤去していくと聞いております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。55分まで。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を進めていきたいと思っております。

次に、日程第19 議案第21号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第21号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、お手元にございます平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)に基づきまして説明をさせていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ760万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,880万9,000円とすることを願います。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。6款 共同事業交付金、補正額847万3,000円の減額、8款 繰入金、補正額86万5,000円。歳入合計、補正前の額11億3,641万7,000円、補正額760万8,000円の減額、計11億2,880万9,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 総務費、補正額16万円、5款 共同事業拠出金、補正額2万2,000円の減額、12款 予備費、補正額774万6,000円の減額。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第22号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第22号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 議案第22号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,006万6,000円をお願いするものでございます。

次のページ、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款 繰入金189万3,000円でございます。歳

入合計は、補正前4億8,817万3,000円、補正額として189万3,000円、合計額が4億9,006万6,000円でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費、補正額が189万3,000円でございます。歳出合計額として、歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第23号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第23号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第23号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,139万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億9,455万3,000円とすることをお願いするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入。1款 保険料、補正額272万3,000円、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金462万円、2項 国庫補助金135万2,000円、4款 支払基金交付金604万8,000円、5款 県支出金、1項 県負担金239万9,000円、2項 県補助金2万7,000円の減、6款 繰入金427万6,000円。歳入合計、補正前の額7億7,316万2,000円、補正額2,139万1,000円、計7億9,455万3,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出。2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、補正額2,007万1,000円、5項 特定入所者介護サービス費等150万円。歳出合計

は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第24号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第24号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、説明をいたします。表紙裏面をお願いいたします。

平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ246万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,839万3,000円とすることを願います。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。1款 後期高齢者医療保険料、補正額190万円の減額、3款 繰入金、補正額56万3,000円の減額。歳入合計、補正前の額7,085万6,000円、補正額246万3,000円の減額、計6,839万3,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 総務費、補正額3万7,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額250万円の減額。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程23 議案第25号から日程第31 議案第33号までの平成28年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第

1項の規定により、お手元に配布しておきました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第23 議案第25号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,300万円と定めるものでございます。内容につきましては、第1表で説明いたします。債務負担行為、第2条につきましては、第2表で説明させていただきます。地方債、第3条につきましては、第3表で説明いたします。一時借入金、第4条につきましては、借り入れの最高額を6億円と定めるものでございます。第5条につきましては、歳出予算の流用を定めるものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算、歳入。1款 町税8億6,606万1,000円、2款 地方譲与税3,100万円、3款 利子割交付金130万円、4款 配当割交付金250万円、5款 株式等譲渡所得割交付金140万円、6款 地方消費税交付金1億1,540万円、7款 自動車取得税交付金690万円、8款 地方特例交付金198万円。

2ページをご覧ください。

9款 地方交付税14億5,800万円、10款 交通安全対策特別交付金138万9,000円、11款 分担金及び負担金4,280万5,000円、12款 使用料及び手数料2,661万8,000円、13款 国庫支出金2億4,892万2,000円、14款 県支出金2億5,398万5,000円、15款 財産収入3,085万円、16款 寄付金8,010万円。

3ページをご覧ください。

17款 繰入金1億9,592万5,000円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,066万5,000円、20款 町債1億7,720万円。歳入合計36億9,300万円でございます。

4ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費6,745万8,000円、2款 総務費6億3,795万2,000円、3款 民生費12億1,287万6,000円、4款 衛生費2億7,410万3,000円、5款 労働費63万5,000円、6款 農林水産業費1億1,420万3,000円。

5ページをご覧ください。

7款 商工費4,148万5,000円、8款 土木費1億8,117万円、9款 消防費1億1,496万円、10款 教育費4億239万3,000円、11款 災害復旧費2万5,000円、12款 公債費4億2,510万円。

6ページをご覧ください。

13款 諸支出金2億1,714万円、14款 予備費350万円。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、7ページをご覧ください。

第2表。債務負担行為。

事項、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償。期間、平成28年度から平成40年度まで。限度額、実質損失額の10分の8について200万4,000円で、その損失を補償するものでございます。

地域福祉計画策定事業、平成28年度から平成29年度まで、634万円。甲良町都市計画図整備事業、期間は、先ほどと一緒の期間で820万円。甲良東小学校修学旅行事業、こちらも同じ期間で130万円。甲良西小学校修学旅行事業も同じ期間で100万円。甲良中学校修学旅行事業も同じ期間で520万円。学校保健検査事業、こちらも同じ期間で250万円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

第3表。地方債。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額1億3,500万円、地方道路等整備事業債1,480万円、公共事業等債、町道改良分2,340万円、消防指令施設整備事業債160万円、消防指令施設整備事業債、単独240万円。計1億7,720万円でございます。

以上で説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 本会議でありますので、予算審議の前提となると思われる問題点をお尋ねいたします。

1つは、公金横領事件とかかわって予算提出権者である北川町長に見解を求めるものであります。これは、実務者である課長ではありません。それで、繰越金4,000万円が3ページに計上されています。これも、繰り越しの金額、概算であります。事件が起こって、税込50万であれ、10万であれ、この分がへこんでいきます。こういう信頼性が損なわれています。

それからもう一つは、町行政の全般を支える財政収入の根幹のところでききた事件で、行政の信頼、以前から危うくなっていたわけですが、プレミアム商品券問題でさらに地に落ちました。今回の職員による着服で、さらにもうダメージを受けています。予算そのものへの信頼が崩れている現状、砂上に基礎がないまま城を建てるようなものだというように見えます。これをどう思っているのかという点です。それで、開会の冒頭、おわびがありました。問われているのは、おわびの中身です。これをどのようにお考えかお尋ねします。

2点目は、自治体PPS、全協でも説明がありました。説明によりますと、予算化の要らないパートナーを今、探している、検討中だと言いました。私たちは遠い将来の問題、遠くか、今年度28年度ではないような印象を持ちました。よく調べてみますと、既に予算化がされています。500万円。自治体PPSの出資金として計上されています。こういう不適切な、また不親切な説明、またこれは間違っている説明だと思いますが、こういう自治体PPSに乗り出す、こういう方向についても方向がないままパートナーを探すというようになっています。しかも、予算だけは計上されている。こういう手法をどう考えるのか。

つまり、町としてはこういう計画で進んでいく、そしてパートナーをこういう規模で、またこういう方針の中で探していくという、町としての方針がないまま予算だけが計上されている。こういう手法をどう考えているのか。実務者に説明いただきましたが、そのことの補充も含めて、予算化がないパートナーと言われましたので、そうかと。今後の検討をしているんだなというように思いましたが、実際に予算化されています。これの訂正も含めて、どんな方向で考えているのか、そして、予算の計上者として、町長、どのように横領事件とかかわって、根幹部分で私は以前からも発言をさせていただきましたが、町の大事な収入のところ、しかも外部からの盗難ではなくて、職員の横領事件という点では大変重いわけです。おわびの中に町長が深々とおわびをされましたが、その中身について見解を求めるものであります。

○木村議長 町長。

○北川町長 まず、PPSの関係、この関係は昨年そういうお話がございました。要するにこの4月1日以降の電力の自由化という中で、甲良町も各公共施設、高圧受電でキュービクルを設置して電力を使っております。その中で、1つは、24時間で電気を常に使うところと、例えば中学校とか小学校は昼間だけ電気を使うから、24時間使わないということは、効率的には非常に無駄な部分もあるやろうということもあって、そういう部分の無駄をなくすために、電気料金を下げられる部分があるのと違うかという部分と、それとも一つ、電力の自由化に伴って、電気をいわゆる行政と民間企業が共同で立ち上げて、電気を売電するというような部分、これについては最終的にはまだ業者が決まっているわけではないんです。各自治体も幾つか全国ではそういうことを既にやっているところもあります。湖南省もそのように伺っています。そんな中で、甲良町もそういう部分に、できるかどうかは別として、プロポーザルで民間を募って、その中で共同出資という形でできるものであれば、これが可能であれば、例えばそれがプラスになるようであれば、実施することも可能かなと。

ただ、その前にまず予算は一応確保しておかないと、スタートができない。内容によっては、これはまだ試験的段階というんですか、計画段階ですので、最終的にどうするかということは議会も含めて決めていきたいと。ただ、予算化も何もなしで話を進めていくということは難しいので、予算だけは一応確保していきたいなというような思いであります。

それと、予算を立てるのにあたって、先ほど横領事件の話も出ましたけども、横領された金額についてはまだ全容が解明できていませんので、どの程度になるかということもはっきりはわかりませんが、その部分と予算を立てることとはちょっと別個で考えて、我々もおりまして、予算は予算としてしっかりと予算立てをして、そして執行していけるように持っていきたいというようにも思っております。

それと、基礎のないままというような話も出ました。これについては、今現在、冒頭のお話の中で警察が捜査を進めていただいているというようなことで、できるだけ早く逮捕、起訴というような方向に我々としても持ってほしいという思いと願いはあって、常に警察と連携をとって取り組んでいるというような段階です。きのうも警察の方にも出向いて、資料提供もしながら取り組んでいるというような状況ですので、このことについても、先ほどの冒頭のおわび、これはそういう思いで、一日も早くそういう形がとれるようにしていきたいけども、今の段階でまだそこまでできていないという、今日の段階では、できていないという意味合いも込めて申しわけないな

という、そういう態度のあらわれで冒頭の挨拶もさせていただいたということです。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 捜査が進展していないことで申しわけないというように最後言われた。

○北川町長 捜査が進展していないとは言っていません。

○西澤議員 だから、いやいや違います。僕の言いたいのは、つまり、町行政の根幹部、税収のところで犯罪が起きたわけで、その点で町行政の信頼が損なわれてきている、その問題をどう考えているのかという質問です。私は、この報道があつてから、2月2日に全協がありました。3日は各新聞が書きました。それで、電話がいっぱいかかります。きのう電話があつた方とお会いをしてきましたが、その方は振り込みをされています。そして、銀行の窓口で払っておられる方です。その職員に現金を渡しているわけではありません。けれども、私の払った税金がまともに金庫に入っているかどうかについて、もう腹が立って、腹が立って黙ってられないというかなりのお年寄りの方です。がん治療の真っ最中の方でありますけれども、そういう点で町を信頼して税金を払ってきた、滞納はよくないことだ。けれども、それで生活を切り詰めて金額を分割で払っているにもかかわらず、こういうように仕打ちされているのは、本当に納得できないという怒りだったんです。こういうところで信頼を損なっていることについて、予算の前提となる問題について、町長がどうしているのかを質問しました。

それから、もう1点のPPSのやつは、まず予算化と言うてること自体の順番が間違いだと思うんですね。つまり、町はどういう方針で臨もうとして予算計上するのかというのがないまま、500万、出資金です。準備がそろってから出資金を計上しても十分間に合います。そういうことの計上のやり方、それから、1つの新規事業を始める上での、まず予算化、オーケーを出したら、もうずっと進んでいって、プレミアム商品券のように、ああいう実施要綱もないままできてくるんです。ですから、そういう手法について予算の前提の信頼性とかかわる問題を聞いていますので、その2つ、もう一度お願いします。

○木村議長 町長。

○北川町長 まず、この横領事件については、28年度の一般会計の中身の内容とはちょっと逸脱しているということもあるので、ほかのところではその話は一般質問にも出てきますし、そこで話をさせていただきたいと思います。

それと、PPSについては、私も初めての中身の話で、まだ十分に議論もできていなかったという部分があつて、少し先に予算づけというんですか、予

算を組んだということが果たして妥当かどうかということもふまえて、今後いろいろ詰めていきたいなと思っておりますので、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第26号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、平成28年度甲良町国民健康保険特別会計予算書について説明をさせていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

平成28年度甲良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,881万5,000円と定める。

第2条、地方自治法235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

1ページをご覧くださいと思います。

歳入。第1款 国民健康保険税は1億7,618万5,000円、第2款 使用料及び手数料10万円、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金1億7,249万4,000円、同款第2項 国庫補助金7,963万2,000円、第4款 療養給付費交付金3,092万5,000円、第5款 県支出金、第1項 県負担金858万7,000円、同款第2項 県補助金6,927万7,000円、第6款 共同事業交付金2億6,382万1,000円、第7款 財産収入1,000円、第8款 繰入金1,000円、同款第2項 他会計繰入金は1億1,102万8,000円でございます。第9款 繰越金1,000円。

2ページをご覧ください。

第10款 諸収入1,000円、同款第2項 雑入は100万7,000

円でございます。第11款 前期高齢者交付金2億2,575万5,000円。歳入合計11億3,881万5,000円をお願いするものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出。第1款 総務費2,760万円、同款第2項 運営協議会費18万5,000円、第2款 保険給付費5億5,693万7,000円、同款2項 高額療養費は8,599万1,000円、同款3項 葬祭諸費は75万円。3款 老人保健拠出金8,000円、4款 介護保険納付金4,848万円、5款 共同事業拠出金2億5,933万5,000円、6款 保健事業費2,622万1,000円、7款 基金積立金1,000円、8款 諸支出金90万1,000円。

4ページをご覧くださいと思います。

9款 公債費635万円、10款 後期高齢者支援金等1億1,702万3,000円、11款 前期高齢者納付金等13万2,000円、12款 予備費170万1,000円。歳入合計と歳出合計は同額でございます。不十分な説明になりました。大変申しわけございません。よろしくご審議ください。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第27号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、お手元にごございます予算書に基づいて説明させていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,223万3,000円と定めるものでございます。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算でございます。1款 後期高齢者医療保険料4,326万円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,893万円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入3万2,000円。歳入合計7,223万3,000円でございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。1款 総務費559万7,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,660万4,000円でございます。3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費1万1,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,741万1,000円と定めるものでございます。債務負担行為、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。一時借入金の借り入れの最高額は1億5,000万円と定める。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 保険料1億5,217万円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億8,275万5,000円、4款 支払基金交付金2億207万2,000円、5款 県支出金1億538万6,000円、6款 繰入金1億2,400万7,000円、7款 繰越金100万円、8款 諸収入5,000円、9款 財産収入1万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳入合計 7 億 6, 7 4 1 万 1, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

歳出。1 款 総務費 2, 9 8 2 万 6, 0 0 0 円、2 款 保険給付費 7 億 1, 1 9 8 万円、3 款 地域支援事業費 2, 1 5 8 万 6, 0 0 0 円、4 款 公債費 1, 0 0 0 円、5 款 基金積立金 1 万 5, 0 0 0 円、6 款 諸支出金 2 0 万 1, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

7 款 予備費 3 8 0 万 2, 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、5 ページ。

第 2 表、債務負担行為。介護保険計画策定事業、期間、平成 2 8 年度から 2 9 年度まで。限度額 5 2 0 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 7 議案第 2 9 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 3 日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、お手元の予算書に基づきまして説明をさせていただきます。表紙裏面をご覧くださいと思います。

平成 2 8 年度甲良町墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 7 1 万円と定める。

1 ページをご覧くださいと思います。

第 1 表、歳入歳出予算。歳入。1 款 繰越金 1 万円、2 款 使用料及び手数料 1 3 6 万円、3 款 諸収入 2 万 4, 0 0 0 円、4 款 財産収入 1 万円、5 款 繰入金 1 8 万 6, 0 0 0 円、6 款 他会計借入金 1 2 万円。歳入合計

171万円をお願いするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費34万円、2款 諸支出金136万円、3款 予備費1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。
人権課長。

○陌間人権課長 議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算をご説明申し上げます。表紙裏面をお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,591万7,000円をお願いするものでございます。一時借入金、一時借入金の最高額は2,000万円をお願いするものでございます。

それでは、次のページ、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 県支出金67万2,000円、2款 繰入金580万2,000円、3款 繰越金1,000円、4款 諸収入944万2,000円。歳入合計1,591万7,000円でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出。1款 総務費671万4,000円、2款 公債費720万1,000円、3款 諸支出金200万円、4款 予備費2,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算のご説明を申し上げます。表紙裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万2,000円をお願いします。
するものでございます。

次、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 財産収入600万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円。歳入合計600万2,000円
でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出。1款 公共事業用地取得事業費100万円、2款 諸支出金500万円、3款 予備費2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,771万3,000円をお願いするものでございます。地方債につきましては、第2表、地方債で説明させていただきます。一時借入金は、最高額3億円をお願いいたします。

続きまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 分担金及び負担金156万円、2款 使用料及び手数料8,980万1,000円、3款 国庫支出金1,275万円、4款 財産収入2万9,000円、5款 繰入金2億1,188万5,000円、6款 繰越金10万円、7款 諸収入98万8,000円、8款 町債1億5,060万円。歳入合計が4億6,771万3,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費3,256万5,000円、2款 下水道事業費8,790万円、3款 公債費3億4,624万8,000円、4款 予備費100万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債といたしまして、公共下水道事業債、限度額を630万円、資本費平準化債1億3,000万円、流域下水道事業債1,430万円。起債の合計といたしまして、1億5,060万円をお願いするものでございます。利率として5%以内で借り入れる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第33号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月3日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

業務の予定量でございます。給水口数2,800口、年間総給水量92万

立法メートル、1日平均給水量2,521立法メートル、主要な建設改良事業としては、配水管の布設工事でございます。収益的収入及び支出の予定額は、収入、第1款 水道事業収益2億1,066万3,000円、支出、第1款 水道事業費は水道収益と同額でございます。

次のページをお願いいたします。2ページでございます。

資本的収入及び支出の予定額でございます。収入、第1款 資本的収入1,000円、支出、第1款 資本的支出1億771万2,000円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億771万1,000円は当年度損益勘定留保資金5,849万8,000円、繰越利益剰余金3,221万3,000円で補填し、なお不足する額は減債積立金1,700万円で補填するものでございます。

一時借入金の限度額は、1億円をお願いするものです。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費1,545万8,000円でございます。

他会計からの負担金、消火栓の維持管理費として一般会計から524万4,000円をお願いするものです。

利益剰余金の処分として、建設改良積立金3,221万3,000円を処分するものでございます。

たな卸資産の限度額は300万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。この水道事業をめぐっては、公正な水道事業の展開が町民から求められています。それは、盗水疑惑特別委員会でも決議がありました。行政に対するきちんとした対応を求める決議であります。その履行がどうなのかという点でも大事なことであります。

そして、この28年度、盗水疑惑の解明のための予算と、それから体制、対処方針、こういうのができているのか。そういう体制のもとで28年度の水道事業は展開されるという点で見たいわけですが、そういう方向、つまり、従来どおりの進行では盗水疑惑の解明にはならないわけですね。ですから、そういう点では28年度、特別委員会の決議も受けて、町行政に求められる姿勢で、どういように予算と方針を組んでいるのか説明をお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 中身の問題になりますけども、今年度につきましては、以前からやっております漏水の調査について計上いたしております。体制に

つきましては、今この中で人件費としては2人しかみておりませんが、全課あげて取り組む予定ではございます。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 特別委員会が設置されて、その論議、そして特別委員会が結論を得た後の行政との論議もありました。従来どおりの方向だけでは、なかなかこの数十件というように件数も決議の中で出ているとおりです。これを解決する上でも、特別な体制ないしは今までの従来の方針ではいけない体制が要るわけですね。そして、体制をしようと思うと予算の計上もそれに対応した予算計上が要するという方向では、どういう方針を持っているのか。つまり、従来どおりでは対応できない状況が今日続いているわけで、今、説明があった人件費2人では、実際足りんわけですね。これを増やすと、原課としては増やすべきというように提起をしているのかどうかも含めて説明をお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 限りある予算ですので、人件費につきましては、他の会計からも状況としては面倒を見てもらっているということで、全課を上げてという意味で体制を整えておるところでございます。その点、ご理解願いたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 今、西澤議員が言ったことの中身はまた委員会でも決めていかれると思いますけど、もっと大まかなところで聞きます。

業務の予定量というところで、1、2、3、4とありますが、これ前年と全く変化がなく、第3条の収入のところでは2億1,000とあるんですが、前年より600万減になっておるんですけど、この理由は何ですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水量につきましては、配水している分ということで、例年どおりであると。水道事業収益につきましても、料金の見直しといたしますか、予測の見直しをしておるもので、金額が減額になったというところでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、下之郷の阪東隆氏、尼子の小林喜太郎氏、法養寺の桂田三男氏、横関の山本清隆氏、建部孝夫議員、丸山恵二議員、野瀬欣廣議員と私、木村の8人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました阪東隆氏、小林喜太郎氏、桂田三男氏、山本清隆氏、建部孝夫議員、丸山恵二議員、野瀬欣廣議員と私、木村の8人を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の方が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました建部孝夫議員、丸山恵二議員、野瀬欣廣議員、私、木村に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第33 請願第1号を議題といたします。

本請願について、紹介議員を代表して田中議員から提案説明を求めます。

田中議員。

○田中議員 それでは、朗読をもって請願書に対しての提案をさせていただきます。

請願者は、おうみ通学路交通アドバイザーで、尼子の樋口訓民さんです。紹介議員は、私、田中と別紙の議員の皆さんでございます。

歩行者と自転車通行の共有路標識を必要度の高い尼子信号から出町までの歩道に設置し、甲良町内の歩道の必要箇所に拡充することを求める請願書です。県道敏満寺野口線の尼子交差点、セブンイレブン尼子店前から出町までの歩道は、一般的に自転車も通行できるものとして、とりわけ通学の生徒たちがよく利用する歩道になっています。

ところが、歩行者と自転車通行の共有路標識がありません。当歩道は幅2.

3メートルから4.3メートルあり、標識がないことで、自転車が車道を通行することは大変危険です。一方、呉竹方面に向かう主要地方道彦根八日市甲西線の歩道は、歩行者と自転車通行の共有路標識があり、歩道幅は1.7メートルです。

まず、尼子信号から出町までの歩道に設置し、町内全域にも必要箇所に拡充し、安心して自転車の利用ができるように、次の事項を請願します。

請願事項。

1、県道敏満寺野口線尼子信号から出町までの歩道に歩行者と自転車の通行の共有路標識の設置を要求し、甲良町内の危険箇所、自転車の交通量の多い箇所など適切な歩道に設置の拡充を求める意見書を関係機関に提出すること。

以上です。よろしくお願いたします。

○木村議長 ここで、お諮りします。

これより審査願います請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。この請願者の樋口訓民さん、おうみ通学路交通アドバイザーをされておられる方ではありますが、丸善Kモール前で去年から冬の寒いときも雨が降るときも、ずっと出口に立っておられて、署名を訴えておられました。聞きますと、合計で1,325筆が集められて、2月4日に町の方に提出をして、県知事、そして公安委員会に届けてほしいということで要請をされました。依頼がありましたので、私もその席に同席をさせていただきましたが、本当に熱心に毎日、ほとんど土日を除く、子どもたちの通学にセブンイレブン前の交差点に立っておられます。そして、来る人、来る人に頭を下げ、交通安全を本当に心から訴えるという点では、本当に頭の下がる努力をされてこられました。

今回、この共通路標識については、見させてもらいますと、3年ほど前から尼子の区を通じて県当局、そして町にも要請をされていたようであります。

今回、県土木にも要請に行くときに同席をさせていただきましたが、大変好意的に、今年度は期間的に難しいけれども、来年度でぜひ検討したいという前向きな回答があったようです。これは、県会議員からの連絡がありました。幸いに今、県の方でも、この共通路の標識をどんどん必要なところで立てていくと。つまり、3メートルの基準が要りますので、例えば金屋から池寺の歩道の広がったところは、私が数えてみましたら7つ設置をされていました。旧来ですと、町立の図書館のところから、旧金屋の信号、金屋南信号までは2つ設置をされています。しかし、この役場の前の久光さんの交差点から金屋に行くまでは、1つも設置がありません。目視で見ても、3メートルの歩道の幅があるかなと思うんですが、わすが足りないというところで、この尼子の場合も一部分、4メートルになっているところがありますけども、県の基準からいうと3メートル必要と。

しかし、設置をするには3つの条件があるというように聞いています。その1つの中に、いわゆる歩道の幅がないけれども、車道に出て自転車が行くと、自転車そのものが車の通行によって危なくなるという場合は、その限りでないということで、県の公安委員会が回答をしたそうです。そういうこともありますので、都市部にいきますと、本当に自転車と歩行者が一緒に行けると。昨今、いろんな事故が起こりますので、自転車の運行の注意義務が非常に強化をされてきましたけども、そういうことを注意しながらも、自転車と歩行者が共有できるという安全な交通の便を確保する上でも、この請願は本当に時宜を得たものでありますし、町民の願いを実現することの1つになりますので、賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第34 請願第2号を議題といたします。

本請願については、紹介議員の阪東議員から提案説明を求めます。

阪東議員。

○阪東議員 全協の西澤議員の質問の中身について、JA東びわこの方から回

答が来ましたので、それを配らせていただきます。

まずは、請願第2号 TPP環太平洋協定交渉に関する意見書の提出を求める請願書について、私の方から朗読をさせていただきたいと思います。

請願者は、東びわこ農業協同組合、経営管理委員会会長、石部和美さんです。

請願の趣旨および理由について朗読させていただきます。

平成27年10月5日、米国アトランタで開催されていたTPP閣僚会合において、TPP交渉は大筋合意に至りました。その内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減、撤廃となっており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念がある中、生産現場には不安の声が広がっています。

また、政府はTPP大筋合意を受けて、与党の協議等を経て、平成27年11月25日、総合的なTPP関連施策大綱（以下、大綱という）を決定されました。なお、大綱では米の需給悪化につながらないように、TPPの輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れること、麦の経営所得安定化対策を着実に実施するなど、早急に対策を示してほしいとの生産現場の不安の声に対して、最低限度の国内対策は示されていますが、到底、生産現場の不安の声に対して十分応える内容にはなっていません。

さらに、TPPは単に農業問題だけではなく、食の安全、安心、医療、保険、ISD条項など、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域の形を大きく変える重要な内容を含んでいます。

つきましては、以上をふまえて、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願いたします。

記。

1、農業者のみならず、消費者など広く国民に対してTPP交渉の合意の内容に関する情報を公開すること。

2、TPP合意の内容について、国会決議が遵守できているか、厳格に精査するとともに、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施すること。

以上です。

それで、今、お配りさせていただきました全協の3つの質問について、私の方から再度、説明をさせていただきます。

まず、QアンドAという形のもので書かれております。まず、問いの1として、TPPはやむを得ない、既定の路線だと考えているのかということなんです。それとも国会決議を厳守させ、批准させない、中止させようとして

いるのかというご質問に対して、ここで批准という言葉なんですけれども、批准というのは条約や協定、国と国との取り決め、国際ルールを最終的に国にとして承認、同意することですということで、その内容で答えについては、現状ではT P P交渉の合意内容について、その全容が明らかにされたわかりやすい情報が政府から公開されていないと判断しており、そのため国会決議の内容を逸脱しているとの懸念があると考えております。T P Pはやむを得ない、既定の路線だと考えているわけではありません。

続きまして、問い2に対して、T P P協定が国会決議に反していると認識しているのかということで、答えとしまして、国会決議の内容を逸脱している懸念があると認識しています。

次、問いの3。T P Pの影響に関する農業者の不安を払拭とあるが、T P Pの影響についてどう考えているのか、また不安とは何かということで、上段の①の問いに関しまして、答えはT P P交渉の合意の内容について、その全容が明らかにされ、わかりやすい情報が政府から公開されていないと判断しており、T P Pによってどの程度、影響が及ぶのか判断しかねます。なお、政府は12月24日、T P Pにより農林水産物の生産額が1,300億から2,100億円減少するとの試算を公表しましたが、今後、T P Pの影響を小さく見積もられていないか、地域の振興の視点から慎重に見極める必要があると考えています。

また、不安に関して②で、大綱は米の受給悪化につながらないように、T P Pの輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れること、麦の経営所得安定化対策を着実に実施すること、ならびに牛肉、豚肉についてマルキン法制化をすることと、早急に対策を示してほしいという生産現場の不安の声に対して、最低限度、国内対策が示されています。しかし、このような対策によって、T P P発効後も持続的に農業を営めるかどうかという不安を示していますということで、このマルキンというのは、基本的には牛肉または豚肉の、米の経営所得安定化対策という形と同じで、補助金を8割から9割上乘せするというような考え方です。

それで、特に請願第2については、T P Pの大筋合意から協定調印、また批准が既定の事実として対応しているところに根本的な問題があると考えている。批准、T P Pの受け入れを前提として農業を守るというのは、T P Pの効果を大きく見せて、影響を小さく見せて、国内対策をすれば大丈夫というのが政府の方針と一体化の姿勢です。発表されているT P Pの合意内容は、文字どおり国会決議に反するものです。現時点では、批准阻止が農業をはじめとする暮らしを守る道です。批准阻止こそが農業を守る対策と考えております。

以上です。

○木村議長　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○木村議長　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番　西澤議員。

○西澤議員　阪東議員におかれましては、ペーパーで詳しく請願者の意図を紹介いただいて、ありがとうございます。そして加えて、阪東議員の提案説明の最後の方でも阪東議員の考え方も紹介していただきました。

そこで、質問は私どものレクチャーの中にもあります、1月4日付のJAの組合長に対するアンケートが発表されていまして。農業新聞です。そこでは、アンケートの中では92%が5つの内容の国会決議であります、それに反していると考えているというのが組合長さん、92%の考えです。そこで、阪東議員もそのことを承知されているかどうかについてお尋ねします。

もう1点は、不安、これも最後の方で阪東議員が紹介いただきましたが、TPPそのものの発効が大統領選挙後というようになる見通しです。しかも、85%のGDPを占める国が批准しなければ発効しないという協定書の中身になっていきますので、順調に各国が批准するとは考えられない。農業国である、そして瑞穂の国である日本が率先して、こういう農業破壊につながる、また最後にありました、請願にもありますISD条項、つまり、他国の企業が日本政府そのものを訴えることができる、賠償の請求ができる、こういう点でも危険性を持っているわけで、そういう危険性も指摘をいただきました。

そういう点で、アンケートの中身、それから危険の中身、再度、重なるかもしれませんが、見解の説明をお願いします。

○木村議長　阪東議員。

○阪東議員　2点、質問をいただきました。農業組合長の賛成、反対につきましては、農業新聞で見た感じで詳しくはそういう機関紙とかは見えていないです。これは、農業問題だけではなく、医療も含めて、ISD条項という形のもので国家間の、やはり賠償問題という形も膨れ上がってこようかと思っておりますので、これについてはやはり農業だけの問題という視点から捉まえると、またいろんな問題があると思っておりますので、やはりそういうような連携をとりながら、今後、東びわこについてもそこら辺については活動というか、2回

ほど管理者の研修会も昨年もされていますので、そういった面についても、
請願を含めて活動していただくように、私たちも東びわこの方に陳情という
か、求めていきたいと思っております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。請願者からの意向がペーパーによっても丁寧に示
していただきました。私自身もこの既定の路線で、農協の中央会が反対運動
を縮小するということを懸念していましたし、また、農協改革を振りかざし
た安倍政権のもとで、農協がこのTPPの断固反対から撤退をしていく、こ
ういう危険も感じていたところでした。

しかし、このJA東びわこのこの請願に対する考え方が明確に示されまし
た。それは、やはりTPPの批准が既定の路線とは考えていない、ですから、
そういう点ではそのTPPの国民生活、農業生産にはもちろんですが、食の
安全、それから地方自治体の入札等にも全般にかかわってきますし、私的財
産の保護にかかわる問題も全部網羅されています。甘利大臣は辞任をしまし
たが、実務担当の担当者は関税撤廃がTPPの大原則だというように何回も
国会の委員会で答弁をしています。そういうところから見たら、国政の主権、
これが他国の企業によって脅かされると。他国の利益によって脅かされる
というのも十分考えられることであります。そのことを警戒しながら、意見書
の提出について賛成をするものです。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで、お昼の休憩に入らせていただきます。1時30分に再開いたした
いと思っております。

(午後0時20分 休憩)

(午後 1 時 4 0 分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、日程第 3 5 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これにより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第 5 6 条第 1 項の規定により、1 人 3 5 分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に 8 番 西川議員の一般質問を許します。

8 番 西川議員。

○西川議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問させていただきます。

質問に入る前に、横領事件の関係を含めた話ですが、今、甲良町の置かれている状況はまことに厳しいものがあると思います。町民の不平不満ははかり知れないものがあります。全国に汚名を知らしめたプレミアム商品券問題、横領事件、ビール券問題と話題にいとまを問いませんが、ましてや新年度予算を審議することすらためらいを感じておりますが、税金の不払い運動が起こりかねませんということも思って心配しております。

また、町民は他の市町に出かけていっても、甲良町と恥ずかしくて名乗れないと。多賀、豊郷町におかれましては、犬上郡と名乗れないと言っておられます。甲良町さん、早く正常に戻してほしいということを言われて、嘆かれてもおります。

この問題について、町長はどう思っているか、まず最初にお聞きしたいと思えます。

○木村議長 西川議員。通告書に載っていない質問は受けつけがたいので。

○西川議員 一連、関連しますし。

○木村議長 横領事件についての 1 から言ってもらえたらとは思いますが。

○西川議員 入る前に、その前に町長の思いを聞かせていただきたいなど。

○木村議長 中に出てくるかと思うんですが、1 から進めていただけませんか。

○西川議員 町長な不親切な態度だと、私は思います。

横領事件について聞かせていただきます。被害の手口というようなところで書いてあるんですが、現在、私は行政がやっていること、全く信用できないことを前提に質問したいと思えます。

被害の総額ということですが、これは言えないということなんだろうが、手口はどうなのかということなんですけど、単独でやったのか。私、これを

見ていますと、到底、単独でやっていたとは思えないようなことなんですが、返答できるでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 ご質問の、まず総額、そしてその期間、また今おっしゃっていただきました手口、そして単独であるのかというご質問であろうと思えます。この件につきましては、今、告訴に向けて真剣に進めているところでございます。これは弁護士とともに協議しながら進めているところでございます。

この被害の総額、その期間、そして手口、そして単独であるのかということについては、整理、調査を進めているという状況でございます。そして、2月におきまして説明させていただいた時点より、非常に調査は進んでおります。ですが、今、告訴の前提というところで、今後の進展に影響がございましたので、これをご理解いただいて、現時点についてそのあたりがまだ確定していない状況については、詳細は申し上げることはできないと。ただ、確定次第速やかに報告、今おっしゃっていただいた期間、手口、そして単独、そしてその額については報告をさせていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 単独犯か複数犯かの話もできないということなんでけど、そして、今、調査は何人でやられているんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 今、税務としては確定申告というのをやっております。4人体制でやっているんですけども、それも含めて全員でやっておるんですけども、主に私、そしてもう1人の職員と、あと臨時の職員を含めて実施をし、そして確定申告が終わった段階でその分も含めて調査の方を進めていくと。そして、弁護士と警察の協力を得ながらやらせていただいているという、このような状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 現状は3名という形ですね。それと、警察と協議しているということなんですが、警察は一体、何を調べておられるんでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 この件につきましても、まだ告訴しておりませんが、内々そのようなところも含めてやっているというようなことは大枠では聞いておりますが、それ以上のことは今のところこちらも承知はしておりませんが、現在で報告する部分はないというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 警察が何を調べているのかもわからないということなんですが、それをうのみにはできないと思うんですけど、今までの資料も何ぼかわたっているんでしょから、その辺で調べておられるんだという理解をしたいと思います。

それから、パソコンの操作ということをおられるんですけど、3人がかかっておられるということなんですけど、ある程度パターンがわかってきているんじゃないのかなという気がするんですよ。その辺がどういうふうに皆さんがパソコンを操作しておられるのか、専門家さんは全く来ていないのかという問題とか、その辺がお聞きしたいんですけど、増員は当分できないということのようなんですけど、早くしないことには、いずれにしても。この間も話が出ました、最終日あたりにはという話も出ましたが、一番困るのは予算審議なんです。予算審議に対して影響が出ると感じていただかないといけないと思います。その辺が当局の方として、どのような真剣な態度で臨んでおられるのか。今、3人、確定申告が終わるのは3月15日ですか、その辺でしょから、それ以後に急速に発展できるとも思わないんですけど、その辺をどういうふうにやられているのか。パソコンのやり取りの中身なんかはわかるやろうと思いますので、教えてください。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 先ほどの確定申告、4名というのは、9時半ぐらいから4時ぐらいに終わりますので、その間については確定申告を中心にやっていますけども、その後については全員の方でやっているという意味でございます。

そして、パソコンについての操作等も、いろいろ中身あると申し上げましたが、そこの内部については、業者等も含めてそういうところの解析は実施をしているというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 業者としているということは、業者も来ているということですか。それとも、電話でやり取りしているんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 電話でのやり取りも含めてやっているというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 配置表をもらったんですけど、ローテーションについてお聞きしたいんですけど、担当の方はずっとこのままで税務課におられるんですけど、一番最初の年ぐらいに派遣されたのかわかりませんが、ずっと同じポジショ

ンにいてるということに対しての疑問、町長、その辺はどう思われますか。

○木村議長 町長。

○北川町長 最初の1年目、22年の4月1日から職員として配置をされております。これは前任者のときからであります。それ以後、私が就任してからも、現在まで同じポジションにいるということになっております。その一覧表を見てもらったらわかりますが、一番長いのが当人やと私も思っております。

ただ、以前にもお話ししましたように、彼の場合は県の滞納徴収のエキスパート2人、派遣を県の方から豊郷、甲良、多賀というぐあいで半年ずつ派遣をされております。その中の徴収チームの1人として、甲良町が選任をして、それに役割として充てたというような経緯がございます。これは、なぜかと言いますと、やはり今までそういう徴収チームというのはなかったので、滞納整理にはあまり知識もない、ノウハウもないということから、誰かそういう専任でそういうノウハウ、知識を吸収してもらって、育てていこうというような思いから、この当人を選んだというような経緯がございましたので、ほかの職員と違って、いわゆる専門職、専門分野ということで、あえて残しておいたというようなことで、そのことが、逆に言えばこういう結果を招いたということにもつながったのかもしれないんですが、その時点ではそんなことまで思いながらするということはまずありませんので、我々は職員を信用して人事配置していたしましたので、そういうことです。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 特殊な要素と、専門職という形でやられたんだとは思いますが、今後このローテーションに対して、町長はどう考えられますか。私やったら3年でかえると思いますけども。

○木村議長 町長。

○北川町長 いや、西川議員がおっしゃるように、今後はやっぱり同じポジションに長いこといるということは、その分だけいろんなことがわかり過ぎるということがあって、その点がよい部分と、わかり過ぎて、その中でいろんなことが駆け引きができるということになると、それも困るということもあるのと、反面、あまり知識がないと住民さんに対しての説明なり、処理なり、仕事ぶりが、能率が上がらないという欠点もありますが、そこらは十分考えながらきちっと周期的にはしていきたいなと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 こういう中で、不納欠損等でいろいろと税務課の中では疑問を持たれたと思うんですね。その辺で、疑問を全く持っていなかったのかということをお聞きしたいんですけど、収入未済と不納欠損、ずっと見ています

と、やっぱり私らはこれやろなと想像するんですけど、その辺が税務課長とか課長補佐とか、その辺はどういうような判断を今お持ちかお聞きしたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃったように、未収額および不納欠損と。まず、未収額につきましては、日々、日計という形で収納額と領収書をチェックしております。月単位でもやっておるという中で、その差異はなかったというところであったというところと、不納欠損につきましても、前にちょっとお話しさせてもらったと思うんですけども、理由としては時効による欠損と、そして執行停止が3年というところで、今までは時効だけで欠損だけを落としていたという中で、本来としては収納できないような、収入が少ない方もやるべきという法的なところはありますので、その部分は甲良町は少なかったということで、そのまま指示をして、執行停止ができるような状況、ですから、預金等を調査して3年間やった上で、そういう法的にやっていくというところで増えていったというように考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 悪用されたとは思っていないということの答えですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 その部分についても、全てではなくて、調査が必要な部分もあるであろうと。全てさかのぼってやるべきところは、その部分も含めて考えているというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その辺はその程度にとどめますが、また後の方で質問されると思います。それと、その間に発見できなかったというところのものが、今の答えだという理解をしたいんですけど、私らも知っていたんだろうなという想像をしているんですけど、今の答えでとどめておきますので、後の方がされるとと思います。

それと、今回の問題で町長や税務課長、課長補佐の監督責任というのが当然出てくるわけですけど、こういうところはどういうふうにお考えになっていきますか、今。

○木村議長 町長。

○北川町長 発覚が1月13日というようなことで、期間的にも非常に短い期間の中で、全容が全くつかめていないというような時期でもあります。その中で、監督責任をどうするんやと言われると、このことについてはある程度、当人はもちろんのことですが、直属の上司も含めて近い時期に処分の対象として、これは審査会の方で意見を聞いて判断をしていきたいと思っております。

すのが。私については、やはり全体像がある程度、見えてくる中で私の責任というものを判断していきたいなと思っています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 現状で、やった本人はまだ自宅待機のようなのですが、本人も当然、処罰されるのは当たり前なんですけど、町長としては最高責任者の責任はある程度、見通しが立ってからのということのようです。

それでは、税務課と会計室、どっちがどうなっているのか私もよくわからないんですけど。入出庫の日計、月次表とか年次表とかいうのは日々やられていると思うんですが、どのように業務がなされていたんでしょうか。現金に対するの物事は。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 まず、財務会計ということで、会計の方に入る入金額が1日ごとにあるわけなんですけど、それとカップと言われる領収書を毎日チェックしておりました。そして、毎月の集計につきましても、担当課と収納額の担当課がチェックをしていたと。そして、年間につきましても財務会計と個々の集計の合計額のチェックをしていたというところがございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それをやられていて、日々、慢性化しているから、もうどうにもならなかったのかという問題もあると思うんですけど、全然おかしいなという気はつかれなかったんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 日々の日計等のチェックについては、額が一致していたというところで、月単位で少し合わない部分についてはあったんですけど、それは合うまでチェックをしていたというところで、その部分についてはわかり得なかったというところがございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 総額がわからんからちょっと言いづらいんかもわかりませんが、現金と帳面と通帳ですか、その3つを合わせないかんのじゃないんですか。

○木村議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 会計室の方からですけど、通帳と合わせないとだめということで、それは会計の方の担当になっていまして、入金と出金は毎日合わせておりました。納付書と通帳から作成した日計とを照合した後、納付書は担当課の方にお渡ししておりますし、財務会計での収支とも照合はしておりました。会計室の方では、日計の合っている合計が月次の合計となりますと、月次の合計が1年分の合計ということになって、決算となっていくわけですが、毎日の照合した結果の月次の合計は毎月の出納監査を受けておりました

ので、それは当然、入ってくる分については合っております。

以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 説明を聞いていると、誰も悪いことをしたようになっていないんですけど、どこが一番まずかったんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 会計の入ってくる収入額については、ちゃんと通帳等と確認はできておったということになるんですけども、個々の消し込み処理というのがあるわけなんですけれども、その部分についての、まだ詳しくは言えないんですけど、そこらあたりの行為的な部分があったというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ある程度、見えてきましたので、その程度にとどめますが、次にいきます。

発覚後の決算というのは、26年度は適正で、私はないと思っておるんですが、どういうふうにされていくんでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 決算につきましては、以前も少しお話しさせていただきましたが、地方公共団体の出納というのは一応4月、3月と。2カ月間の5月31日までの出納閉鎖まで整理期間があるということで、5月31日をもって出納閉鎖がなされて決算を打つという状況で、一旦、決算を打ったものについては、その後、現金の移動、何々という移動はありませんので、地方自治法の規定によりまして、その決算は一応有効であるという判断をいたしております。

以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、その修正は27年度ですということですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今言いましたように、決算の修正はもうできないということになっております。できないというか、その決算が有効ということなので、できませんということですね。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それじゃ、穴の開いた部分はどういうふうな処理をするんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 これは、今後、金額が判明してきましたら、いわゆる国家賠償法というものに基づきまして、弁済をさせるという形で、賠償金という形

で町の方に入れるという、事務的な流れはそういうふうになります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 本人弁償と。できないときは、またいろいろと規則があると思います、刑事罰の中で処理されていくんだと思いますが。

次に、心配なのが、この不祥事の発覚で国や県からの交付税が減らされるということがないのかどうかということ。どう見ても、税額をごまかされているというようなことでは、甲良町は何してんだという話になっているかと思うんですが、この辺でマイナス要素はないのかどうか、その辺が心配なところと、町民税と県民税があるはずなんですけど、先ほど会計室に聞いたら、町民税の中に県民税も含まれているという形のお答えがあったんですけど、その辺のところも心配になって、県民税も納められているのかどうかいうところまでお聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 税のことはちょっとまた後で、税務課長からですが、一応、交付税というものにつきましては、交付税の算定基礎といいますのが、課税対象人数であるとか、土地あるいは建物の数など、甲良町の基盤ということをもとに算定されておりまして、税収が幾らということでの算定にはなりませんので、今回の事件によって、いわゆる地方交付税なりに影響があるということはないということでございます。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 町県民税という形で収納させていただいていることですので、県民税もあるということでございますので、県民税も決算として、その額が入ってきているということになりますので、決算として認定されているということになっております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 交付税が減額されることはないということなんですけど、甲良町の場合は、特交がありますよね。特交にも影響がないかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的にそのあたりも特に、そのことによって影響があるということはないと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと心配なところですが、それは。やはり、何をやっとなんだということを判断されないかなというのを危惧しています。

それから、次にいきますと、この事件が発覚後に職員の方も気持ちを引き締め直しておられると思うんですが、チェック体制というのが、午前中の質

疑でもあったんですけど、まず心配なんですよね。いろんなこと、細則まで決めないかんのとちゃうかというぐらい、甲良町の場合、甘いとは思いません。この発覚後において、各課ともにチェック体制を見直したとか、そういう体制がとられているかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います、税務課を含めて。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 おっしゃるように、現金の部分についてやり方自体が甘かったということは、非常に反省をしております。その意味で、税務課に納付に来られた方については、税務課で今まで現金、領収書を扱っていたわけなんですけれども、現金はもう税務課では扱わない。税務課だけではなくて、各課で扱わないと、会計室に滋賀銀行の出張所がありますので、そちらの方で支払ってもらおうと。それがわからない場合は、そこまでご指導させていただいて、そこで自分で支払っていただくと。ですから、職員については、現金は扱わない、納付書は扱うけれども、現金は扱わないという体制をとるということで、皆さんに指導等、指示をしております。ただ、両センターにつきましては、やっぱり便宜上、そこで収納される方がおられますので、集金に行かなければいけないということになります。ただ、本領収につきましては、農協が毎日、集金に行っておられますので、農協の方で集金をいただくということにさせていただく。ただ、仮領収ということで、領収書というか、持ってこられない方がおられます。2、3おられますので、その方については両センターの方に、納付書を必ず持ってきていただくように、なければ電話いただいて、うちの方からもう1回納付書を送らせてもらって、本領収を添えた上で収納いただいて、農協の方で全て集金をいただくということと、もうどうしてもないという場合については、うちが集金に行きますけれども、その金額については、私が最終チェックをして、そして両センターの所長に電話等、確認をした上で金額のチェックをするというところでやらせていただくということにさせていただいておるところでございます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 税務課だけじゃなくて、現金を扱う部署については全て同じ、即今しなければいけない指示ということでやりました。それが、議員のおっしゃるマニュアルにできてないんちゃうんかということなので、それはその辺もふまえて至急に、規則、要綱、マニュアルなりで整理して、誰がやっても間違いがないような仕組みにしていきたいとは考えています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 マニュアル化が一番急がれることだと思いますので、その辺をやっていたきたいと思います。

それから、今の職員の給与、この辺は現状では払っておられるということなんでしょうけど、その辺はまた損害賠償と一緒に請求していくのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 そのあたりは弁護士とも相談しながら、請求できるものは全て請求していくということは思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 町民の方はそれを一番よく言われるんですね。給料をもらっとるんちゃうかということをおね。その辺がありますので、私たちもそのように心得たいと思います。

それと、今回の件に関しまして、町民に知らせないかんということも盛んに私は言っているんですが、何回もいろんな場をお願いしているんですけど、一番心配なのは税金の支払い拒否者が出てくるということが心配なんです。想像されると思います。現状でもそんな人がいるのか、いてないのかとか、その辺をどう対処されようとしているのかお聞かせください。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 この事件というか、13日以降、発覚して新聞報道された中で、苦情等に来られる方も数名というかかなりおられるんですけども、そのあたりについてはおわびをする、それしかないと思っております。ただ、税というのは本来、徴収させていただいて収納いただくというのが本来でございますので、ぜひその点についてはご理解いただくということでご説明をするしかないかなと思っておりますし、皆さんに報道するというところにつきましては、先ほど申しましたように、不確定な要素のところではなかなかまだ発表というところには行かんと思っておりますので、早急に確定した時点で議員の皆さん、そして報道陣の皆さん、そして町民の皆さんに広報等、いろんな媒体があると思っておりますので、そこで報告、おわびをさせていただきたいと、このように考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 不払い者が出ること自身が一番怖いわけですから、おわび、おわびと言っているも、それしかない、そうだとは思いますが、やっぱり不払い者が出ない方向をやっぱり探らなあかんと思っておりますので、どうしたら不払い者が出なくなるのかいうことを。今、現状では全く出ていませんか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 ですから、これについても支払わないという方はおられません。払いたくないという方はおられますが、やっぱりそれは納めていただきたいというように何とかお話をした中ではわかったと。今までは知っている

方もおられますし、その部分についてはぜひ協力をお願いしたいと、この分についてはしっかりとやっていくので、よろしくをお願いしたいということでご理解いただいているというように考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 確定申告が終了するまでが勝負だとは思いますが、そのような理解をしていただけるような方向へ持って行っていただきたいと思えます。

それと、今までのところで、町長、全体的な感想として。この事件を解決せないかんわけですけど、町職員ならびに盗んだ人も当然、苦情も言われていると思うんですが、それと家族の話、その辺、話せるところがあったらお話しください。

○木村議長 町長。

○北川町長 今までの収納体制が長い間、何十年になるのかわかりませんが、今までと同じような形で収納事務をやっていたということが一番の要因で、ほかの自治体なんかも聞くと、やはり複数対応をしていたということで、そういうことにならないように、結果としてそういう処理がスムーズにできたということから考えると、甲良町においてはあまりにも長い間、それがマンネリ化していたということに、そこに誰も気づかなかったということが一番の、こういう事件をもたらした要因だったのかなというようなことで深く反省をしておるといふようなところでございます。以後は、そういうことが断じてないように、みんなが取り組んでいるというようなところでございます。

ただ、着服、横領した本人は今現在、自宅で待機をさせているというような状況、これは我々にとってもいつまで給料を払ってほっておくんやと言われるような、そういう批判をしょっちゅういただいております。気持ちとしては、私ももどかしいなという思いはあるんですが、処分をするということになると、きちっとした結果が出て、それに対して処分をするということになりますので、そのところ辺が今、はっきりとしたことが出ていないと。だから、警察の方に我々が告訴、告発をする資料がきちっと認めてもらえる、そういう資料を一度は出させてもらったこともあったんですけども、不十分ということで突き返されているということで、それがきちっと受理されることによって、警察も最終的には逮捕というような方向になるのかなと。そのときが一番、我々としてははっきりとしたことが表に出て、初めてここで処分すると。いわゆる懲戒免職するということになるんです。今の段階でそういう着服の疑いがあるという中での処分というのは、非常にしにくい部分もあって、本当を言えば、わかった時点で処分したいというような思いがあったんですが、そういうことで今、きているということとはご理解いただきたいのと、家族については、これは今後、処分をきちっとできた段階で、家族の

皆さんにもきちっとその分について、家族ということは当然、全体責任ということもあるので、先ほど総務課長が言いましたけども、国家賠償法に基づいた形で弁済をしてもらうという話を、弁護士さんを通してきちっとしていきたいと思っています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 税の方に関しましては、後の方もいらっしゃいますので、その程度にさせていただきます。

それから、次の収入未済のところへいきたいと思いますが、今日、資料をいただいたんですけど、ゆっくりと見ている暇がなかったので、質問の方だけやらせていただきます。

12月議会でも私は言ったんですけど、収入未済と不納欠損が大きいということに対して、皆さん、各課がどう思っておられるかということ、どういふふうに今後していかないかと、これをゼロに持っていかないかと私はお願いしたと思うんですが、そのことに対してどのような取り組みをしようとしているのか、されたのか、効果が上がっているかどうかということをお聞かせください。ずらっとありますけど、税務課長はさっきから言っておられますから、保健福祉課長と教育次長、その辺でお願いします。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 徴収対策本部というのが、町でございます。それを統括というか、させていただいた中で、まず、そこ大枠をちょっと説明させていただきます。

町の債務というのは、13か14程度ございまして、その部分について公債権といわれるものと、私債権。公債権というのは、税務とか後期高齢者とか介護保険とか下水道とかが公債権、保育料も含めて公債権。これにつきましては、督促、催告、そして電話催告をして、それでも納められなければ、財産調査を実施した上で、それでも納まらない場合については、差押予告をして、財産があれば差し押さえる。なければ、先ほど申しました執行停止をかけていって、そういう状況が3年続けば、不納欠損で落とす。あれば、財産から徴収をするという形で未収額を減らしていくというのが、通常の流れでございまして、それを27年度、28年度から進めるように、徴収対策本部の方で各課に指示をしていくというところが大枠でございます。

これについては、税務、福祉課、教育委員会の保育料、そして、後期高齢は住民課というところのそういう部分で、法的に基づいて督促、催告、そして調査、差し押さえをやっていこうというところで進めるように指示をしております。

次に、私債権といわれるものについては、上水道、そして人権課の家賃と

か資金というところになるわけなんですけれども、この分については、私債権でございますので、時効等はありませんが、時効がくればそれで落ちるというものではございません。ですから、まずは督促等はするんですけれども、それ以後については、裁判所からの督促、支払い督促というのを裁判所に申請をして、支払い督促を出していただくということをまずやらなければいけないというところでもあります。それは、書面的にできるものでございますので、そこまではやっていく必要があるというところで、なかなか厳しいんですけれども、その指示をしております。

そして、下水道、上水道につきましては、もう一つ、水道をとめなければいけないという部分もございますので、その部分も3つか4つの書面を出した上で、それでも収納していただけない方については、水道を一時停止するところまでやらなければいけないのかなというようなことを指示させてもらっておるところでございます。もし、すぐ分納するなり、全額納付するということであれば、すぐにでもあけるといふ形ですが、厳しいんですけれども、払う意志のない方は一時的でも水道をとめるというところまで要綱をつくってやるように指示はしているというところでございます。

以上です。

○木村議長 西川議員、今、徴収対策本部としての、西川議員が答弁者に要求されております、保健福祉、人権、教育、水道、これをまとめた話だったと思うんですが。

○西川議員 それは、それでわかりました。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉課の方では、介護保険料の普通徴収について、徴収対策本部の指導のもとに、毎月15日に納付書を送付し、その月の月末を期限とさせていただいています。納付されない場合は、督促手数料をつけて、翌月20日にもう一度送付をして、月末に納付期限としております。納付相談につきましては、随時行っておりまして、分納誓約をして徴収しております。

○木村議長 教育次長。

○山本教育次長 教育委員会としましては、先ほど税務課長が申しましたように、保育料、また給食代等もございます。保育料につきましては、分納誓約をいただきまして、少しずつですが入れていただくように、また児童手当等からも徴収をさせていただくということで、誓約をいただいております。

また、給食につきましては、12月も説明をさせていただきましたが、1月の広報にも公的手続をとるということで、1行ですが入れさせていただきました。その手順で進めております。督促、催告、今度は裁判所からの手続

という形をとらせていただこうということで、3月にその段取りで進めていくところでございます。

以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 督促、催告はいいんですけど、教育次長、やはり、もう給食を払っていない人は大体決まっていると思うんですよ。やっぱり、ご家庭まで訪問するぐらいのことをしていかないと、そんないちいち、期限が来るまで待っているとじゃなくて、やっぱりその辺は積極的な態度をお願いしておきたいと思います。

それと、チェック体制、先ほど税務課長がお話しされたことが入っているんだと思うんですけど、精査と修正ということは日々やっているという理解をしておきたいと思います。これはまた予算委員会の中でもまた出てくるかと思しますので、よろしくをお願いします。

次の課の統廃合について、私の意見も言わせていただきながらいきたいと思えます。

近隣の町では人口減少を見据えた中で、いろいろと人員削減を含めた役所内の見直しをされていたところがあります。我が町としましては、県下で一番小さな町となったわけですから、経費削減とスリム化などを含めた中で、策を講ずるべきということを考えます。

課を減らすために、業務内容の精査、重複部分の課を統合するというようなことができないかというところで、私はちょっと調べました。豊郷町の場合、総務企画課というのが今、13人でおやりになっているんですよ。甲良町の場合は15人、総務課が8人、企画が4人で12人、それから、臨時嘱託が3人で15人。豊郷の場合は、9人の4人の13人。多賀町は、税務住民課というのがありまして、それが11人でおやりになっています。甲良町の場合、税務が7人、住民課が7人の14人、臨時の方が2名、トータル16名というような形でおやりになっていますので、規模的には甲良町が一番小さくなっているかなと思うんですけど、こういうところが統合することによって、切磋琢磨できるかと思えますし、ある意味、課長職が1人減って、削減もできるかというようなことも思えますし、その辺が毎日、毎日、甘んじることなく人口が減ってきているわけですから、やはりその辺は次の段階として踏み込んでいかないとはいかんと違うかなと思えますので、その辺ができないか、できるか。やってほしいと私は思うんですけど、いかがでございますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 課の統廃合につきましては、今おっしゃった他町の課の人数

云々につきましては、全体を比較しないとわからない状況もありますけれど、おっしゃるように、課の統廃合にとどまらずですけれども、機構改革といいますか、効率のいい行政事務を進めるための改革ということは必要やと思っております。総務課の今の目標としましては、平成29年度には新たな体制で臨めんかなということ、28年度中にそこら辺のことをまとめていきたいとは考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 28年度中ということですね。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 29年度に向けて、28年度中に中身を詰めていくということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それと、職員の個々の能力を十二分に発揮していただいて、町民から指摘のされることのないように十分働いてはおられると思いますが、なお一層、努力していただいて、職員の方、頑張っていていただくということを考えていく中で、嘱託職員や臨時職員を少しでも減らしていくようなことを、人口が減少しているという中での課題としてやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 臨時職員につきましては、少しずつ減らしていきたいと。28年度も数は少ないんですが、とりあえず1人は減らすと。それから、嘱託職員につきましても、嘱託職員という意味をきちっとふまえ、必要な嘱託職員を雇用するというところで考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その辺、よろしく願いしておきます。

それと、これはずっと以前にも私はお話ししたんですが、人口が減少しておる中で、町民への負担が減る方向での補助金施策、その辺が従来どおりの金がいってあるんならまだ町民さんの方も納得されるんですけど、少しずつ減ってきているということになっていますので、やることは同じことをやらないかんわけですよ。そこら辺をもう少し深く掘り下げた中で、これをどうしたらいいんだろうと、2つを1つにするというのはなかなか難しいかもわからんけど、支給される補助金がどうも下がっていると思うんですよ。それでやることは一緒のことをやられるから、もうやめたというて逃げてしまう可能性が出てきますので、その辺を町としてもう一遍見直しが必要じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 そのあたりは、字の意見を聞きながら方法を見つけていきたいと思えますけれど、特に人口減少の問題ともかかわる部分も出てくるかとは思いますが、そこら辺も考慮しながら、どういうやり方がいいのかと。ただ、補助金をぼんぼん出していったらええというものでもないですやろし、行政と各字との役割、それから行政がしなければやっていけない役割ということもふまえながら、ちょっと字と調整していきながら研究していきたいと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 この問題は、難しい問題やと思うんです。私自身も困るところがあるんですけど、やはり自助、共助、公助、権利と義務、この辺の中で。甲良町の場合でもボランティアが相当要るようになってきていると思うんですよね。その辺もやっぱりやる人が固定化されてきているんです。やっぱりその辺をどういうふうにしていくかというのは、行政の指導やと思えますので、重複したような人はもうできるだけ避けていただくとか、その辺のことをやはり。小さな集落のところは難しいかとは思いますが、みんなが応能的にそういうボランティア作業だとか、町内行事もできることも考えてやらないかと思えますので、この負担的な問題。今、3つも4つも役を重ねている人が、もう大変なことになっている人もいますので、その辺もあわせた中で考えていってほしいと思うんですけど、いかがですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ボランティアのお話ですけども、ボランティアはあくまでボランティアなので、行政がそこに頼り切るといのもどうかなと。先ほど言いましたように、地域との連携とか、あるいはボランティア、地域住民とのかかわりという中での役割分担というのは必要やとは思っております。以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その辺を考慮していただきながら、自助、共助、公助を含めた中で、これは行政の方がやっぱり言っていたかかないと、なかなか皆さん踏ん切りがつかないと思えますので、町民の方は。その辺はひとつよろしく願いしておきます。

それと、行政改革は先ほどから話が出ていますように、皆さん、進めておられるということで理解しておりますので、スリム化だけは図っていく方向へやっぱり考えてくださいということをお願いしておきます。

それから次に、農業政策についてお聞きしたいと思います。

新年度予算で農業政策の目玉は何かということをお伺いしたいんですが、まずその辺をお答えいただけますか。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 農業政策と言われますと、国が今、推進しております経営所得安定化を軸に、水田を活用する農業施策をまずは進めます。米の生産数量の目標を守り、おいしい甲良米の生産の促進に努めていきたいと考えております。

そして、生産調整に伴う水稲以外の作付、麦、大豆、野菜等でございますけれども、これにつきましても力を入れていきたいと考えております。特に、道の駅や直売所への出荷をする野菜、花卉、果樹等の栽培方法については、県の農産普及課およびJA東びわこと連携をとりながら推進していきたいと考えております。

それにあわせて、環境保全型の農業の推進をあわせて進めたいと考えております。

それと今、議員が申されます地域とのつながりでございます。農村まると事業によりまして、集落ぐるみで地域の農業、農村を守っていききたい、そういうような施策を目玉として進めたいと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今言われた中で、要は予算が使われているかどうかということですので、予算を何ぼ組んどいても、使ってくれる人がおらへんかったら、どうにもならんというところもありますので、その辺は十分皆さんに知らしめて、使っていただく方向を考えていただかないかと思えます。

それから、次の10年間ほどの農産物生産高推移というのをお聞きしたいんですが、稲作、果樹、野菜等々で、1つはせせらぎあたりに野菜やとか果樹がどんどん増えてきているのか、出荷が。その辺がわかっているかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 統計の調査でございますけれども、水稲、麦、大豆については、年度ごとのそれなりの統計資料がございますけれども、果樹、野菜につきましては、これといった的確な統計資料がございません。また、それにつきまして県の農産普及課、JAについても資料がないかということをお伺いしたんですけども、的確な資料がないということでございました。

しかしながら、道の駅、そして農協の直売所等々に野菜等を皆さん、農家の方が出荷していただいておりますので、年々そちらの方は増えているものと考えているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 農業政策が県でそういう資料がないということは、ちょっとおか

しなことなんじゃないかなと思います。やっぱりあんまり力入っていないのかなと、農業政策にと、思わんでもないところがあるんですけど、T P Pの問題やとかいろんなことが出てきて、甲良町はまだそんなことされていないと思うんですけど、飼料米の生産だとか、そういうことになってくると、つくっている人も気が抜けてしまうんじゃないかなとか、そんなことを思うんですけど、やはり現在の飼料米について、甲良町はどのようになっているのか、わかっていたらお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 飼料米でございますが、年々、減反というか、生産調整の田んぼが増えてきているということは現実でございます。もうあと10年ほどすれば、1年ごとに田んぼと転作作物をやっけていかならん状態がもう近づいております。その中で、飼料米、東北、北海道の方ではかなり進んできて、減反政策が昭和40年代のはじめにとられて、今年初めて目標が数字的に達成できたということでございますので、今後、J Aの方にも飼料米、つくっても今度は売るところがないとだめだということで、どういうぐあいにやるかということは今、農協の方に問い合わせしているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 いずれにしても、農業者の方に希望が持てる農業の政策をしていかないかということだけは申し上げたいと思います。

それと、せせらぎの里へのチェック体制、生産者に対しての、役場として、産業課としてチェックしておられるかということが、出荷体制の一覧表で見たらわかると言われたらそれまでかわかりませんが、どういうふうに行っているのかということと、出荷、増産対策の支援、やはり現状では足りていません。足りていないところをどうしてやっていくのかということと、生産者の高齢化、これが一番危惧するところですけど、せせらぎの里はあるけど、年が寄ったで、今年はやめやと言っている人も何人かおられますし、その辺がやはり生産者が交代していくんならいいんですけど、減るだけやったら、もう道の駅そのものがもたなくなりますので、その辺をどう考えておられるかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 今年度、27年度から道の駅指定管理にお任せしているところでございます。チェック体制といたしましては、随時連絡をとりながら、状況を把握しているところでございます。全協でもお渡ししましたように、売り上げ状況については毎月、毎月報告をいただいているところでございます。

そして、27年度が終わりましたら、4月中にもっと全体的な報告書をい

ただき、27年度の成果、そして来年度へ、どういうぐあいに運営していくかということをお互いに協議していきたいと考えているところでございます。

そして、支援でございますけれども、ただいませせらぎ農産物振興事業補助金というものを活用していただいているところでございますが、確かに議員が申されるように、それを利用して出荷で補助金をいただいていた方が少なくなっているのが現状でございます。それで、28年度からは、今は出していた出荷量に対しての補助金でございますけれども、これからは出していただく農産物、種と苗についての補助金にかえていこうかということをお考えおるところでございます。

続きまして、高齢化でございます。これは町全体の問題でございますので、総合戦略の一環として対応を進めていかなあかんというところでございます。直売所といたしましても、議員が申されるようにこのまま高齢化が進みますと、出荷量とかそういうことに影響が出てきますので、新たな生産者を何人が開拓していきたいというところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 チェック体制の話は最後にさらっと言われましたけれども、今年度の報告を受けてどうするかということをお考えということなんですが、やはり日々この辺は支援をどうしていったらいいんか、四季があるわけですから春夏秋冬と、その辺の体制づくりというのは1年でやるんじゃなくして、四半期ごととか何かそういう形で、前もった形でやっていく方向へ変えていってあげるといふようなところまでいかないと、なかなかうまく運営できていかないんじゃないかなと。やはり見ていますと、よそからの野菜が相当入っていますよね。今年の冬は暖かかったから、野菜がみんな大きくなり過ぎてどうにもならんという人がようけおられますけど、その辺の問題も含めた中で考えていってほしいと思います。

次に、商工政策ですけど、新年度での商工業への施策の主力は何かという形で予算書を見ていますと、そんな大したことが上がっていないんですけど、企画の方でおやりになっている話を聞いていると、現状では企画ばかりで、これからの話というようなどころには見えるんですけど、その辺が進んでいくと金はようけ要るわけですよ。今年の産業課としての目玉は何なのかということをお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 目玉と言われますと、新規起業者を支援する新規起業支援事業を今年、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の一環として進めたいと考えております。確かに、商工会に聞いておりましたも、商工会員さんの数が年々少なくなっているということで、新しい起業をされようとする方の支援

が大事なかと考えているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 いろんなことが考えられるかと思うんですけど、今年、甲良町が考えている中に観光とかありましたから、その中に含まれるんかもわかりませんが、インバウンドの話がありますよね。やはり、西明寺を筆頭に、いわゆる観光客誘致ということが言われているかと思えますけど、近江インバウンドとかいろんな組織ができていますけど、甲良町もそれに乗っかっているのかどうか。それと、これはもう単独なもんなんだよと、行政がタッチしませんという話なのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 インバウンドでございますけれども、確かに滋賀県は外国人の方の観光客を呼び込むということが非常に遅れているということで、今、申されましたように、県の方でもビューローでもそういう計画、お話がございます。そういうところと連携をとりながら、甲良町も進めていきたいと考えているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと町長にお尋ねしたいんですが、甲良町は宿泊施設がないんですよ。この辺を、国体もある、いろんなことが考えられる、観光客誘致、いろんなところもあるので、そんな大きなもんは要らんでしょうけど、やはり、町内に宿泊施設がないというのはいかがなもんかなという気感でもないんですけど、町長はその辺どういうふうにお考えになりますか。

○木村議長 町長。

○北川町長 なかなか返答に困るんですが、甲良町は人口が7千人余りと、昔から典型的な13集落だけのそういう町で、新興住宅地いうものが全くできない。準農村地帯というような中で、観光も特に甲良町の場合は通過型観光というのが100%と言っても過言ではないと思うんです。

その中で、少しでもやっぱり滞在型というのを考えていかないかなという思いはある中で、1つは、農家民泊、これを今年も浜松など2カ所、2泊3日と1泊2日、生徒を受け入れるという形で、農家体験をして泊まってもらうというような事業はここ5年ほど前から継続してやっております。今現在、外国人の日本に対しての観光客、宿泊客が非常に増えているということで、宿泊施設が足りないと、町の方では、といううれしい悲鳴が上がっているんですが、そんな中で少しでもいろんな地域で宿泊してもらうということで、農家民泊も含めて宿泊の基準というのをかなり緩和するような国の施策もあります。

しかし、現状では甲良町の場合は、いつまでたっても通過型の観光という

ことにもなります。地域づくり協力隊のある人にも、そんな中で宿泊できる、自分のところでそういう場所をつくりたいという希望を持っておられる協力隊の隊員がおります。そういう人たちにも協力をさせていただきながら、少しずつそういう面では引きとめられる環境づくりは必要かなと思っておりますが、現状ではここを目玉にどうのこうのということは非常に難しいかなと思っております。

以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 空き家調査もされますよね。その辺が農家民泊の中へ、ちょっと人を入れないかんですけど、そういうことができていくとか、そういうところへ飛び込んでいかないと、やはり甲良町が通過町であっても、金は落としてもらわないかんといい発想を持たないと、税収というのは伸びていかないわけですから、その辺を施策としてやっぱり取り入れる方向で考えていかんといかんのちゃうかなと思います。

今の近江インバウンド推進協議会というようなことが言われていますので、その辺を甲良町も遅れることなく入っていただきたいと思います。

それから、10年間の業種別売上高推移というのはできていますか。書いてある理由は何かといったら、プレミアム商品券もあったわけですけど、やはり売上高が伸びていることは考えられないです、現状で。やはり、ここを伸びる方向に持っていく施策というのをやっぱり常々、肝に銘じておかないと甲良町はますます疲弊していくと思います。そこをやはりどう考えていくかということで書いてあったんですけど、次回ぐらいには表ができるようにしてほしいと思います、6月議会でね。

○木村議長 産業課長。

○若林産業課長 業種別の売り上げでございますけれども、これについていろいろと県やら商工会やらいろいろと問い合わせたんですけども、適当なもの、これも資料がございませんでした。平成24年までの資料というのは、ほとんどが雇用の人員の数で、売上額に対しての統計というのがございませんでした。ただ、建設業の関係だけは商工会が独自に調査をされておりましたので、それについては平成15年の売り上げが2億7,906万4,000円、平成20年度が2億3,429万1,000円、平成24年が2億1,247万8,000円と、建設業に関しては年々減少しているという傾向でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 商工業の売り上げの推移というのは、絶対、県にありますよ。それがなかったら、国のあれも何もできないんですから、どこかの課がまとめ

て持っているか何かあるはずですよ。もしないと、甲良町の方も統計出したりなんかしているはずなんですよ。やっぱりその辺があるかと思えますので、そういうところは生産高であるか、売り上げであるか、その辺はちょっとわからないんですが、6月のときにまた聞かせていただきますので、よろしく願いしておきます。

それから、先に数字が出ましたけど、建設業が甲良町の基幹産業になっているというところなんですけど、町の仕事がほとんどないと、今度の予算書を見ても、金額的には少ない。この辺がこのままほっとくと、甲良町は疲弊してしまうし、建設業者がみんな町外移転をしていく可能性も、現状で出ていっておられるので、その辺もあるわけですけど、どういうふうにかえるのかということと、やはり、一般競争入札の取り入れもいいんですが、町内業者の育成ということも絶対、頭の中に置いておかないかんわけですよ。例えば、除雪に関しても協力してくれている間はいいですけども、もし協力しないというような話になってきてもまた困るわけですから、その辺をどういうふうにか今後考えていくのかということをお聞かせください。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今回の予算にも上がっている分でございますが、社会資本整備におきまして、インフラ施設の長寿命化計画を策定いたしまして、修繕、改良を行うように、今回の予算を組んでおります。今後も維持管理が主になっていくと思っておりますけども、そのような建設工事を発注する予定はありますが、目玉となるものはもう今の修繕だけということになると思っております。

入札については、企画監理の方から。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 入札制度につきましては、仕事があるとかないとかいうことで発注方式を見直すことはないと思っております。ただ、昨年、監査に提出した資料で、平成21年でたしか指名競争入札、工事関係ですけど、37本ありまして、平均落札率が93%、22年で31本ありまして、平均落札率が90%ということで、30本ぐらい仕事が出ています。一般競争入札になりますと、25年に完全に移行しますと、ちょっと数は出るのが減っていますが、平均入札率が71.6%、26年度でも11本で77%ということで、制度的には効果があるのではないかなとは思っています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 仕事がないというところが現状かなと、大きな仕事がないということが。それと、入札方法について今、報告がありましたけど、それが町内業者がどんだけ取っているのかとか、その辺がわかったら教えてください。

○木村議長 企画監理課長。

- 中川企画監理課長 もうほとんどが町内業者の方ということで。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 それと、今71%とか何か言われたんですが、あんまり残すと喜んでばかりもいられないと、手抜きがあるから。その辺が、チェックがきちっとできるかいうたら、業者の方が行き届かないと思うんですよね。その辺が30%近く切れることがいいのかどうか。現状、皆見直されていますよ、全国。その辺をもう一度ふまえた中で、検討し直す気はありませんか。
- 木村議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 去年の質問でもあったと思いますが、品質管理の法律もできましたので、当然その法律をクリアできる範囲の中やと考えておりますし、当然そういうなかなか落札しない場合は、その積算書のチェックをやり直すというふうにも法律でたしか書かれていましたので、そういう方向では考えてはおります。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 上げる方向で考えているという理解でいいですか。
- 木村議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 いいえ、上げるというのではなく、下を下げないということなんです。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 70%というような行政ありますか。その辺が知りたいのと、やはり70%でやっているんやったら、積算根拠自身が間違っていないかということをお願いしたいと思いますよね。
- 木村議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 国の方の一般的な要綱にも、それぐらいの数字が目安としては示されていますので、当然そういうことも含めて品質管理の法ができていますので、要は業者さんの育成、あんまり値切るなというような趣旨のことですので、そういう趣旨をふまえながらやってはおります。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 積算には自信を持っているということですね。じゃ、建設業が甲良町の基幹産業だということだけは肝に銘じた中で仕事をつくっていくことをやっぱり全体で考えていってあげてほしいと思います。よろしく願いしておきます。
- それと次に、プレミアム商品券でございますが、検証結果はまだもう少し待てということやったんですが、あわせた中で、次の国税分との処理はどうしていますかということをお聞きしたいと思うんですが、税務課長ですか。
- 木村議長 企画監理課長。

- 中川企画監理課長 国税分というのは、交付金のことだと理解しております。今、事務処理としては産業課の方で最後の事務処理をしていただいておりますので、それが整理できた段階で交付金の要綱にのっとり実績報告をするような状況であります。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 国税分の中で、町長には耳の痛い話かわかりませんが、町長が買われた分の国税分は返済を求めましたか。
- 木村議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 いいえ、まだ実績報告をこれからする段階でありますし、特段そういう話のところは今のところありません。とりあえず、プレミアムのときに渡した要綱に基づいて事務処理をしていこうかなと思っております。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 町長にお伺いします。そういうことをやられたときには、発覚して、今回、報酬を削減されましたけど、普通、全国のそういう不祥事の一覧表を見ていると、国税分は返納されているんですよ。町長、そのお考えはありますか。
- 木村議長 町長。
- 北川町長 今のところは、それは考えておりません。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 皆さん、返されていますので、できたら返してあげるといいかなと私は思いますけど、そのくらいにしておきます、これに関しましては。それと、プレミアム商品券を新年度はやるのかやらんのか、あれで終わりののか、国の実施施策として。甲良町は1回やっただけですよ。何年か継続でできるのかどうか、その辺がちょっとわかっていたらお聞かせください。
- 木村議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 昨年のプレミアム券につきましては、国の施策でありまして、それで実施させてもらいましたし、過去に公明党さんと自民党さんが一緒にやったときに、地域振興券みたいなことはさせてもらいましたが、町単費でそういうふうには考えておりません。国の方はまだそういう情報は入っておりません。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 こういうプレミアムの的なことはないかわかりませんが、国の方で今度は軽減税率とかどうのこうのと言っていますけど、そういう別な施策があった場合には、町民に対して効果があるような事業はどんどん取り入れていってほしいなと思います。
- それで、最後になりますけど、私が最初に質問したことなんですけど、や

はり甲良町が今現在、信用を落としているということに対して、どういうふうにしていくということを思っておられるのかということをやはり町長にお聞きして終わりたいと思いますので、信用回復、この辺どういうふうにするかということ。

○木村議長 町長。

○北川町長 西川議員がおっしゃるとおりに、甲良町、いろんな形で信用を落とすような結果になりました。その中で一日も早い信頼回復ということ念頭に置きながら取り組んでいくというような中で、まず特に公金の横領事件、この問題を住民の皆さんに早くきちっとした説明をして、そのことの処理というたら言葉足らずですが、そういうことをきちっと解決した中で、職員が皆、襟を正して住民さんに対してしっかりと信頼回復のために対応をして結果を出していくということしか、これは時間をかけないと今日や明日にすぐにはできないことではないと思っておりますが、襟を正して地道に誠意をもって対応することによって、少しずつ信頼回復につながってくるのかなということで、今後2度とこういう不祥事が起こらないように職員が肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 襟を正してという話が出ました。私がひとつ思うのは、前回のときにもほかの議員が質問していましたけど、やはり甲良町役場に入ったときに、何か陰気臭いという話があります。やはり、襟を正すなら、来られた方に、よその民間会社じゃないですけど、一斉に立ち上がっていらっしやいませとまで言えとは言いませんけど、やはり甲良町が変わったなということを見せていただきたいと、行政職員に対してお願いしておきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木村議長 西川議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。

まず、以前お話ししましたとおり、私はTAV、交通死被害者の会の会員として全国の交通死をゼロにしたいという思いで活動しております。その立場で幾つか質問をしていきたいと思っております。

昨年、全国で4,117人、滋賀県では73人が交通事故で亡くなっております。甲良町では、しばらく交通の死亡事故というのはなかったんですけども、昨年の大みそか、12月31日、昼からだったと思うんですけども、犬上大橋の堤防の交差点付近、南進するバイクと西行きの乗用車、これが出会い頭に衝突して、残念ながらバイクに乗っていた人が死亡されました。そ

こを通るといまだに情報提供の看板が設置されたままになっています。

ここで、私自身もう少し事故状況がわかっておりませんので、その事故の状況、詳しくわかっていたら説明をお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 申しわけありませんが、今、議員がおっしゃられたこと、警察に確認しましたら、同じような返答でしたので、それ以上の情報は役場には入っておりません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、まだ詳しいことはわかっていないということですね。まだまだ交通死というのは、運が悪かったという認識を持っている人が多くて、交通安全を常に意識しながらハンドルを握ること、この辺が大切なことだと思います。事故が発生しないハード、ソフトのシステムを考えることが大切だと思っております。

今回、この事故、こういう事故がありましたと、そういうことを「広報こうら」等で町民にアナウンスして、情報提供を求めるとともに、町民に対して注意喚起する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今現在、そういうことはできておりませんし、警察からの情報というのなかなか入ってこない。もちろん、警察からのそういう協力要請がありましたら取り組んでいくべきやとは思いますが、なかなか情報がない中での扱いになりますので、そこは十分研究させていただきたいと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 警察からの情報云々じゃなしに、町としてどういうスタンスで事故を少なくしていくかということだと思いますので、積極的に注意喚起という意識で広報をお願いしたいと思っております。

この場所ですけれども、交差点に左右を見るミラーはついているんですけども、犬上大橋から役場方面に行く通行車両、これが非常に見にくいと、ひやりとすることがときどきあります。さらに、甲良多賀線、これの抜け道として長寺から北落の工業団地、この道は細いんですけども、ここは信号がないということで、ここを通る車、朝夕、結構多いということで、ここを通ってきた車が先ほどの事故のあった交差点に流れ込むという状況になっております。この辺のところを何らかの再発防止策を講じないと、今後も事故が再発するという可能性もあります。現在、この辺のところを何か検討していることがあれば、回答願います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 県道ということもございまして、警察と県の方で現場の立ち合い実施をもう既に行われておりまして、その事故再発防止に向けて対策会議を開催して進めていくというところまでは聞いておりますが、まだ現在のところは具体的にどうするということころまでは、こちらの方は聞いておりませんので、また情報を確認しながら進めていきたいと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ここは質問じゃなしに余談ですけども、昨日の夕方6時ぐらい、実は私、ここのそばの北の方の信号がある交差点ですけども走っておったときに、救急車がとまって、乗用車がひっくり返ってる事故を目撃しております。かなり大きい事故かなと思ったんですけども、本日マスコミの方に確認すると、そういう情報は聞いていないということで、人身事故までは至っていないかなということころです。くれぐれもこういった交通事故に関しては、何か言われたからするということじゃなしに、積極的に前に推し進めるという施策を進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、大滝山林組合の関係に移らせていただきます。

大滝山林組合の議員ですけども、これは町会議員選出の議員、それと住民選出という両者がありますけども、後者、住民から選ぶというところの選出方法、これはどのように決定しているのかお答えください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 これは従来のやり方と同じ方法で、今回も選出をさせていただいております。要するに、東学区、西学区それぞれ人数バランスあるいは出身先の字、いろんなことを考慮して、有識者を町長の権限で選出するというところでやらせていただいているというのが現状でございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この選出方法について、ちょっと確認をしたいので。先日、ある大滝山林組合の議員さんより話を聞いたところ、議員の任期の満了に伴って、再任があるだろうと。そして、本人も山林組合側も考えていたところ、2月17日の委員会で、ほかの人から「辞めるらしいな」というのを、ほかの議員から聞いたと。長年、大滝山林組合の議員を務めてきた人に対して、あまりにも失礼な振る舞いであったのではないかと。議員さんが次に新しくなれるというところで、適任者がほかにいてかわる場合でも、今までの議員さんに対して「長い間、お疲れさまでした」と、「次の議員さんには誰々さんをお願いしようと思っている」と、こういう挨拶があってもしかるべきだと思いますが、今現在こういう挨拶もなく、周りから聞いて辞めるらしいなということを知ったという情けない話になっております。これはどういうことになっているんでしょうか。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 今おっしゃられましたように、こちらの方から前任者の方へのお言葉がけとかは、今のところしておりません。ただ、野瀬議員が言われましたように、こちらの方から一声かけさせていただくのが本意だったと思っておりますので、今からではおそくなつたと思いますが、こちらの方から一度ご本人さんにお会いしまして、お話をさせていただきたいと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 本来、あらかじめその辺をしておくというのが当たり前のことなので、一言挨拶をしに行っていたらいいというのと、今後このようなことがないように、よろしく願います。

続きまして、プレミアム商品券問題に移らせていただきます。

この1番目のところについては、先ほどから西川議員の方からもありましたように、まだ原因確定ができていないということだったと思います。1番目はちょっと省きまして、2番目のところに行かせていただいて、甲良町の役場内で、職員でプレミアム商品券問題の検証委員会を立ち上げて、1月末までに議会に報告するという約束、これに関しては前回の臨時議会の中で少し遅れるという話を聞きました。ただ、既に1カ月以上たっております。その後もほとんど何の連絡もないということと、状況は確かにわかっております。別に税金の問題が発覚して、それで動いておられた税務課長が両方とも仕事をしなければならないということで、着服問題の方に重きを置いたということはわかるんですけども、このプレミアム問題を軽く考えてもらったら困りますので、今まで税務課長に仕事を任せていたのをほかの人に担当させて、仕事を進めるということが何でできなかったのかということの回答をお願いします。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 1月末ということで、ご報告させてもらおうという約束であったというところで、1月末に大卒については作成状態にはあったわけなんですけれども、内部でいろんな要因の中で主要因というところの議論の中で少しやっぱりそういう部分に少し違う部分があるのではないかなという議論もございました。その中で一番大事な主眼をもう一度見直そうという部分もあって、少し遅れた部分も、私のところもあるんですけど、そういう内部のところの主眼をもう一度やるべきだろうというところもありまして遅れてきていると。今、ほかの委員さんも含めて、この間、申し上げましたように、3月、この議会には必ず主眼をきちっとしたような部分の中での内部の調査委員会の報告をさせていただきたいとこのように考えているところでござい

ます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、今の回答は最終報告をこの議会の中でしていただくということでよろしいですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 はい、そういうことでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしく申し上げます。

次の項目については、先ほど西川議員が質問された内容と同じなんですけども、先ほどの中身で、一日も早い信頼回復をとという町長の方からの回答がありましたけども、内容を聞いているとちょっと抽象的過ぎるなという気がしますので、もう少し具体的な、ここをこういうふうに進めたいというところがありましたら、追加でお願いします。

○木村議長 町長。

○北川町長 このことにつきましては、今後、内部でしっかりと協議をして、どういう方向で職員の仕事に対する取り組み姿勢というものをするかということ内部でしっかりして、それからまた報告させていただきたいと思えます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ずるずるいかないように、早めにまとめていただきたいと思います。

続きまして、4番目に行かせていただきます。

なかなか住民税不正着服の問題については、もどかしい。これは議員だけじゃなしに、町民もそのように感じておると思います。今、現状こうなっていると、これこれこういう段階であるというのが言えないというところに、そのもどかしさがあると思うんですけども、今日の町長の朝の議会の最初の挨拶のときに、ご迷惑をおかけしたというところがあったんですけども、議会に対してはそういう形で話をさせていただいているんですけども、町民に対する説明、これが今まで一切ないので、町民自身がいらいらしているというところがあります。この辺を早く説明していただきたい。今現在できないのなら、できないという説明をさせていただいて、町民にいつごろできるんだというところの報告をしていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 おっしゃることは本当によくわかっております。ただ、同じことばかりで申しわけないんですけど、不確定な要素を報告することはでき

ない。それが1つ出したことによって、いろんなところで大きく波及している現状があります。何か大きな額になっている報道もあったり、パソコン上でも出てくるということもございますので、そういうところは非常に怖いとか、1つのことが大きく波及するという意味では、やっぱりしっかり確定した部分を言わないと、このあたりが逆に住民の方により大きな不安を与えるのではないかとこのところ考えております。できないという報告についても、それができないという報告だけで皆さんが納得するという部分ではないと考えておりますので、それはやっぱり最終、確定した段階で納得できるような報告をするということが一番大事じゃないかと。そして、今の段階では、こういうことがあったというのはもう報道の方も含めて報道されているので、大卒のことはご存じだと思っておりますので、そのあたりは何でやというところに疑問が今集中していると思います。その部分については、もう少し確定したところから報告させていただいた方が一番ベストだと。最終的にはそれが一番いいのではないかなという意味で、今そういうように考えているというところがございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか難しいと思うんですけども、めどはどうでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 今、段階としては告訴に向けて、もう早めにやっていくというところまではもう来ているのではないかなというように思っています。ただ、それは全貌が確定した上でのという意味ではなくて、ある程度、固いところについては、そこを含めて告訴をするという意味になって、そして、最終的にはやっぱりその者が就任していた7年、そこまでやらなければ、最終はやっぱり終結しないのではないかなというように考えています。そういう意味でいくと、今月とか来月とかいう部分ではないのではないかなというようには思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 早めが今月、来月ではないというところ、告訴は早めで、全容解決が今月、来月でないということでしょうか。それとも、告訴も含めて今月、来月ではないということでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 全体としてそういう短い期間ではないと。今月、来月ではない。告訴というのは、もうほんまに早急にやるという方向で考えておるというところがございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 告訴は1つの部分から告訴していただいて、そこから警察の方で

いろいろ調べていただいて展開するという方向で進めていただきたいと思います。

1つ抜かしましたので、1つ戻りまして、1月13日に問題発覚して、2月1日、西川前議長に連絡されるまでに、ここで2週間以上の日がたっておるんですけども、この間に顧問弁護士とか警察に相談もなかったということを確認しております。この間というのは、一体、何をしていたんでしょうか。もし、そういう事実があるのであれば、何日に警察に行ったというところをおっしゃっていただければと思います。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 13日に発覚したというところで、1日に西川議長さんの方に報告したと、ちょっと長いんですが。その中でも警察の方に報告、25日、そして弁護士の方にも連絡をしたというところですけども、その中でその本人との聞き取りというのを何回も加えた上で、最終そういうところが発覚した中で警察にも報告をして、こういう時期になったと。何もしていなかったということではなくて、警察、弁護士、そして本人への聞き取り等やった中でこの期間というように考えていただきたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 25日にしても、かなりおそいように私は思っています。

続きまして、先ほど西川議員の方からも質問がありましたように、人事異動の関係ですね。先ほど、町長の方から説明があつて、概要はわかったんですけども、この人事異動に関する規定というのはあるんでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 規定というのは、何年ごとにどうか、そういう意味ですか。そこまでの細かい規定はございません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 このように、一般的なところは、私はなくても構わないと思うんですけども、現金を扱うところについては、今後、規定を定めていただいて、必ずローテーションをかけるようにというところで努めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

今回の事件ですけども、概要がわからないので、なかなか質問するのも難しいところがあるんですけども、うわさで報道されているところでは、何千万というところも報道されておりますので、そのような金額であると、あまりにも大胆で、1人の犯行でやったんかな、ほんまに1人でやったんかなというところもありますけども、この辺は先ほどの話からなかなか回答ができないというところもありますので、早急に大枠を詰めていただいて、真相解

明を急いでいただきたいと思います。

続きまして、これも私の聞いたところの話なんですけども、該当の職員ですけども、セブンイレブンのアルバイトの時代で不正があつて解雇されているというところを聞いております。なかなかそういったところまで踏み込んで雇用のときに確認するのは難しいと思うんですけれども、ただそういったところを何とか引っ張り出せるような職員採用時の面接等でのやり方、この辺はないものでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 地公法で公務員になれない規定というのがありまして、刑罰でいいますと、実刑含めて2年経過しなければだめと、それ以外には、それを知る余地はございませんし、そのことを出して、面接等を行うことは、これは人権侵害になりますし、それはできません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ただ、人権侵害になるというところはわかるんですけども、過去こういった事件を起こしているというところは、採用する、しないにかかわらず、内部で人事として持つておく必要があると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今言いましたように、それを知るすべもございませんし、法に触れない限り、それを根拠に人事採用の案件に入れるということはあまり好ましくないのではないかなとは考えております。もちろん、罪を犯した場合であっても、更生された場合にはそれは社会人として更生していただくという一面もございますので、そこら辺のこともふまえますと、やっぱりそこは難しい部分があるかなとは考えます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 確かに難しいところはあると思います。

続いて、質問させていただきます。

次の問題も、西川議員が確認していた項目なんですけども、窓口で税金をもう既に納入したと、該当職員に渡したと行って、納入してあるはずやと言ってねじ込んできた。なかなか証拠がないので、「はい、そうですか」という町もひけないと思うんですけども、そういった話を持ってきたときに、実際に窓口としてはどういう対応をしていくのかというのが質問なんですけども。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 納めたよということで来られる、うちの収納状況を見て、あるかないか、まず確認はすると。いつごろ来られたんですか、誰に対応した

んですかというのはお聞きするということになります。それで、最終的には納付書であれば、領収書をお渡しをしております。ですから、そこをまずご確認いただけないでしょうかということをおっしゃっていただく。その中で今は持っていないよという話であれば、一度家の方に帰っていただく。それでもなかったという話であれば、今回の件もごさいますので、もう少しお時間をいただいて、うちの方のデータ等確認をして、そして銀行にも三連の領収書の一部がごさいますので、そこも取り入れた上で最終のお答えをさせていただくということでお断りさせていただきますということになります。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 おそらく今後もそういった人が出てくるかとは思いますが、正しい対応、突っぱねるということではないんですけども、正しい対応をしていただきたいと思います。やっぱり、今現在、いろんな問題が起こって、この甲良町の役場自身がどん底にありますので、職員一人一人が誠意を見せて解決していくという姿勢を見せて対応をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○木村議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。

(午後3時35分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 山田充です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。新人ですので、よろしくお願ひします。

北川豊昭町政報告に、甲良町防災センター建設計画について記事が記載されていましたが、防災センターを今、建設する必要性とその運営について試算根拠を提示してください。

1、現存する彦根市消防署犬上分署を考えてください。犬上分署すら甲良町で維持管理できない。多賀、豊郷、甲良の3町で取り組んでも維持できないから、彦根市に負担をお願いして、犬上分署として3町が維持運営の一部を負担しているのが現状ではないのですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 消防署の運営ということで、犬上分署には現在19名の職員がおります。消防機能といたしまして、火災への出動とか緊急業務に取り組んでいただいているというのが消防業務でございます。今回、予算には何も計上されていないんですけど、防災センターといいますのは、そういう機

能ではなくて、防災、災害についての日ごろの備えあるいは災害時の対応ということでの機能を持っているという部分になりますので、消防と防災センターの機能は役割が違うということで認識をしているところでございます。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 2、犬上3町でも消防署すら維持運営ができないのに、どうして甲良町が単独で防災センターが運営できるのですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今も申し上げましたとおり、消防とは機能が違うということで、防災センターに新たに防災職員という配置をするということではなくて、今、総務課の方で防災担当職員というのがおありまして、そのあたりが中心になりまして、防災センターを含む業務をそこで行うということになりますので、運営そのものに特に人件費等とかで新たに発生するということは考えておりません。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 3、甲良町独自で防災センターを持てる財力、人材、機材、知識はどのように試算されていますか。県内の各市でも独自で防災センターが持てないから、滋賀県が総合して昨年、センターを建設したのが現状です。センター建設を計画した根拠を公表してください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 これは、後の質問にもまた関係するかと思うんですけども、甲良町総合防災計画の中に、防災拠点として耐震性を備えた防災センターの整備を推進するということがございます。その中にも甲良町の防災についての考え方もまとめられておりますので、それをもとに防災センターを整備していくということでございます。よろしいでしょうか。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 4、防災センターの建設予定地としている用地を買収したときの経緯が不明朗だったのではないかと。現在、役場の駐車場が手狭になったとの理由で、駐車場を広げる目的で用地を買収したと聞いています。議会にも町民にも「防災センターが必要だ」というまともな説明をしなかったことがそもそも間違っているのではないかと。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 この件につきましては、一番最初、まず平成23年度に隣接する土地の譲渡のお話があったということで聞いておありまして、その際に、町として何に活用できるんやろうという話があったと聞いております。将来的に防災センターということが必要になるであろうと。いいますのは、東日本大震災の直後であったということをおまえてということで、その土地を購

入して、防災センターの利用に使っていかうという経過がございます。24年の6月議会でそのことを初めて町の方から表明させていただきまして、測量等の委託費について、同年の9月に議会で予算計上させてもらっているところです。

今、議員のご質問にありましたように、公民館の駐車場という話じゃなかったのかということですが、これにつきましては、もともと農地を購入することになりますので、町の方では農地の保有ができないということもございますので、その土地を取得するにあたっての法律的な根拠も含めて、スムーズな取得の方法ということで、公民館の駐車場がもともと狭いということがございましたので、土地収用法という法律に基づきまして取得することができるということになりましたので、そういう形で土地を取得したとなっております。その時点ではまだどこに防災センターを建てるという構想は決まっておきませんので、今の段階では公民館の隣あたりがいいやろうという基本的な設計まではさせていただいているんですけど、そうしますと、購入した土地が、今度かわりにそこら辺を含めた駐車場の跡地に利用するということにはなってくるとお思いますので、説明が複雑で申しわけないんですけど、最初からそういった意味で土地を購入したというものではないということで、ご理解をしていただければとは思っております。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 5、甲良町には防災計画があると聞きましたが、新議員にもその計画を見せてもらえますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり、まだ新しい議員さんには防災計画をお示しできていませんので、至急にお手元に配らせていただきたいと思います。ちなみに、町のホームページにも同じ内容のことが全部出ておりますので、どなたでもご覧いただけるというふうにはなっております。

○木村議長 町長。

○北川町長 この件につきましては、新しい議員さん、全くそういう資料を提出していませんので、改めて5月に全協を開いていただいて、その中できちっと説明をさせていただきたいなと思っております。したがって、その前に皆さんには資料を先に提出させていただくという運びで持っていこうと思っています。

以上です。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 6、その防災計画に防災センターの建設計画はどのように位置づけられていますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほど先走った答弁をしましたが、防災計画の中に耐震性を備えた防災センターの整備を推進するということになっておりますので、それらをもとに進めさせていただいているということでございます。

○木村議長 町長。

○北川町長 私の方から全体を通して答弁をわかる範囲で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、犬上分署なんですけども、この犬上分署は彦根市消防署犬上分署といいまして、犬上郡を中心にした1つの拠点。例えば、南部の分署は旧の稲枝を中心にした拠点ということで、あそこは巡礼街道筋にもございます。犬上分署の場合は、甲良町、多賀町、豊郷町、3つの町を中心にした分署ということで、毎年、そこには大体2億7,000万、3町がお金を出して運営をしていただいているというようなことでございまして、その中で分署の役割というのは、例えば災害が発生した、災害というのは特に火災が中心です。火災が発生した場合は、分署の消防車が1番に現場に急行します。あくまでも犬上管内ですね。犬上管内の火災が発生した、住宅火災であれば、その住宅のところに行く。もちろん、消防署員は24時間体制で待機しています。先ほど、総務課長が言いましたように、分署長以外に18名、職員がおりますので、それが3交代で常にいるという中で現場に急行する。そして、例えばもう火が消えている場合は類焼を防ぐための消火活動、あるいはまだぼやでというときは、例えば中に人がおられるという場合は人命救助大優先、できる場合。それと、本格的な火災にならないように初期消火に努めるということ、そういう災害が起きたらすぐ出動する、これが分署。

もう一つは、交通災害、いわゆる交通事故が発生したと。そのときにも一番に出動するのが分署です。火災の場合は、1台の消防車では無理な場合があります。だから、3町の消防団がその中にも連携をとって走るというようにも火災の場合はなっております。そういう場合は、特に昼間の場合は役場の職員がそれぞれ消防団の団員で常に訓練をしておりますので、甲良町の消防車は車庫にタンク車と普通の消防車と2台あります。タンク車には1トンの水を積んでいます、初期消火をするために。そういうのが現場に急行する。例えば、防火水槽が遠い場合は、消防自動車同士でポンプのリレーをしながら消化活動をやるというようなそういう連携を分署とともにやるということと、今の交通事故の場合は、当然、分署の救急車が走ります、現場に。そして、例えば車の中に挟まれたという場合もありますから、それも分署の中にレスキューがおりますので、そのレスキューも同時に行く。そして、けが人をいち早く救出して病院に搬送すると、そういう役割をしているのが、消

防署の犬上分署。

参考までに申し上げますと、去年、平成27年1月1日から27年12月31日まで、緊急出動状況は、豊郷町の分で364件、甲良町で360件、多賀町で330件、合計1,054件の救急出動回数がありました。搬送人員は、そのうち1,022人というようなことでもあります。

したがって、分署の方は常にそういう意味では、大変多くの出動をしておるといってもあります。それと、火災については、犬上3町では7件、昨年はありませんでした。このうちで、建物火災が4件、甲良町の場合は昨年はありませんでした。豊郷で1件、多賀町で3件、計4件。車両火災が名神で1件、その他火災というのは雑草火災が多いんです、それが甲良と多賀で1件ずつあったというようなことでもあります。それ以外に、犬上分署の場合はいろんなことに常に出ております。細かいことは省略します。

それと、防災センターの役割は、今の分署の場合は災害が発生したらすぐ出動するというそういう体制。したがって、分署では消火活動、交通事故の救急活動、それでもう全てが任務の中で目いっぱい役目ということになります。防災センターの場合は、災害がひょっとして発生する、例えば、地震の場合は予測できません。けども、例えば水害、平成25年に台風18号が来ました。金屋の名神の下で100メートル、堤防が全部、護岸がめくれました。そして、オリエンタルのところで堤防が、アスファルトの道路のところまでえぐれてしまったというようなことになりました。こういうときに、防災センターの中でモニターあるいは水位管理、そういうものをしっかりとしていくことによって、例えば18号台風のときは知らなかったんやけども、知らなかったで通らんわけですよ。鬼怒川の堤防決壊で大変な事故が起きました。ということで、我々も知らなかったでは通らない。だから、いかに安全に、甲良町の住民さん全体に防災センターの役割を果たすわけですから、火災とか交通事故はその当事者、当事者とか、そのうちなんやけども、防災センターの場合は甲良町全体の住民の安心と命を守る、財産を守るという大きな役割があるわけです。だから、その中で例えば、小川原でそうやって堤防が決壊するという恐れがあるという場合は、いち早く避難をしてくださいというような、そういう指示を出したりするというのが、防災センターの大きな役割と違うかなと。そのことによって、鬼怒川のような惨事にならないで、それを未然に防ぐということにつながる。それと同時に、護岸の補強工事、これはしっかりやっていかないとということで、金屋の方は護岸工事は全部終わりました。小川原の方は応急的なことしかやっていないので、これは私も土木事務所にもやかましくっております。あの状態では、また同じような台風で水位が上がったら、また起こるん違うかという懸念が

あるというようなことも言うております。

そういうことで、防災センターの場合はそういうとき、いち早く。今現在、役場の職員は本庁舎の中に全部が待機して、事務机がある中でそれを今やっているわけです。そういう災害時の非常招集をかけた時、それを防災センターの中できちっと管理もしながらやっていくということが大事と。

それともう一つ大事なのは、やはり備蓄とかそういうものももちろん置かないかんし、避難場所の一部としても使えるということと、それともう一つ大きなのは、今、この建設水道課、耐震がゼロなんです。ブロックで建ててあるから。大きな地震が来たら、一発で潰れると。潰れたら職員がそこで仕事をしていたら、その人たちの安全が確保できるかいうと非常に難しいというようなことがあるから、それもできたら撤去したいと。そのことによつて、建設水道が関係する課ですから、防災センターの中で仕事をしていただくということもあるし、もう一つ、ここに木造の建物があります。倉庫、大分古いです。もう屋根瓦がときどき落ちます。それも交差点改良、今度、右折帯が今ないから、この彦八線、右折帯を早いことつくらないかんと、渋滞するから。だから、そのためには道路の拡幅がこっちにかかるということで、立ち退きをもう来年度にはやっていかなあかんわけです。だから、防災センターができようが、できよまいが、これは全部潰して、立ち退きをやらんなん。すると、ここに置いてある備蓄のいろんなもんもどこに置くんやということにもなるから、そういうことやらを含めて防災センターは必要であるということと、今、東日本大震災のことで国の方は緊急防災減災事業債というて、70%補助として出しましょうと、これが3年間の事業でやってくれるのであれば、それが適用できますよというような話で、それに乗っかっていかないと私とこは財源が厳しいから、それに乗せるというような思いもあって、今回はそういう計画を出させていただき、補正予算とか当初予算には上げていませんが、皆様のご理解がいただけた時点で、それは乗せていきたいと思っているということです。

以上です。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 終わります。

○木村議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速始めさせていただきます。

今回、テーマで取り上げますのは、具体的施策と、それから町に住んでいる誇り、人口減少問題でいろいろ、克服のために取り組んでいる先進の自治

体はやはり町に対する誇りを大きく、その住民が持てるかどうか。また、持つかどうかにかかわってくるというのは、専門家の方もそのことを触れずに報告するというはなくて、私たちが研修を受けたところでも町に対する愛着、それから歴史、文化、風土、こういうことに対する愛着から出てくるところの問題です。その課題をどういうように進めていくかという点で、今回絞ったところで設問をさせていただきました。

それで、税金横領事件の発覚報道を受けて、ある自治体の幹部職を経験した町民の方が、私に、町長の人事管理の脆弱さの結末ですねと。行政も議会も解体的出直しをしなあかんですねとおっしゃいました。1日の全協でも発言したように、町行政の根幹部、かなめ中のかなめの事業で起きた犯罪容疑だということを行政と議会の共通の認識にしなければならないと思っています。これから全容を解明していくわけですけども、たまたま1人の職員の不祥事が発覚したというものではなくて、先ほどの西川議員、また野瀬議員の答弁にもありましたように、長年の積み重ね、こういう中で咲いたあだ花というように見なければならぬと思います。ですから、改革は容易ではないと思います。

その中で、要はこの事件を受けて、町長みずからの責任だと自覚をして、事の解決に取り組んでいるかが一番重要だと考えるものであります。今日取り上げるテーマについても、町長が率先をして行政への信頼回復のため取り組み、主導的な役割を果たせるかどうかと問われていると思います。

そこで、人口減少問題にどのような角度で取り組むことが必要なのかということで提起と、見解を求めていきたいと思っています。

2015年2月4日付の記事の中に、見出しは「人口が増えた地方の市町村」という記事がありました。地域経済の現状や課題に関する内閣府の報告書、「地域の経済2014年」、これは1月17日に発表されたものであります。これによりますと、子育て支援の充実策が地方の市町村で人口を増やす重要な要因となっていることがわかりましたと。報告書は、都市圏、近畿圏、それから中京など以外のところの市町村、これの2013年3月末までの人口変動を分析したものであります。人口が増加した145市町村で調べますと、定住を目的とした住宅建設費の一部助成、子どもの医療費助成、保育体制の充実などの対策がとられていました。

その報告書では、「地方の市町村においては、人口が増加したのは、良好で安定的な雇用環境のもと、住環境整備や子育て支援等の取り組みが進められていることで、人口の流入、定着が見られ、若い子育て世代の人口構成割合が高まり、出産率が高まっていることが要因となっている場合が多いものと考えられる」と指摘をしています。そして、その後の記事では、「条件の

不利、つまり交通の不便なところとか、それからへんぴなところの場合でも、地域資源を活用したところで人口が増えているものと思われる」という分析をされています。

そこで、この3月2日に中日新聞が報道した滋賀版のタイトルの下のところに、自転車1万円補助というところのいわゆる人口減少対策の総額と、それから主な施策が書かれています。そこでとられている問題と具体的に私が提起していきたいと思いますのは、4点上げさせていただきました。その具体的施策をどう進めるかのご回答、答弁をお願いしたいんです。

1つは、やはり人口減少問題の総合戦略が開かれる前にとられた、総務常任委員会に提出をいただいた、これは去年の2月20日にひらいたときに出していただいた、住民の方の意向調査のまとめ、これをずっとかなりのページ、44ページにわたるアンケートのまとめですが、その中でずっと見ても、経済的支援を求めておられます。そういうところから見ると、やはり一つ一つ、子育て支援をしていく上での経済的な応援、これが非常に大切だと思うんです。それで見てみますと、ミルク代、紙おむつの補助、これは以前にも申し上げました、この講演会のチラシですね。これの一番最初に子育て応援の項目があります。そこに、必要な紙おむつ、ミルクを購入する経費の一部を助成しますと、1歳まで月額2,000円を支給しますというように公約の中で上げられていますので、ぜひこれは実現をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 総合戦略会議の中でひとへの取り組みとしての部分で、甲良町の切れ目のない子育て支援をどのように組み立てていくべきかということを検討しております。甲良町で子育てがしたいと思ってもらえる施策、ずっと暮らしていきたいと思っただけの施策ということで、経済的な支援だけではなく、子育てをしていく家族と一緒に寄り添っていく、そういう仕組みができないかということは今現在、考えているところでございます。

今後、町長の公約であります、ミルク、紙おむつ代の補助は住民のニーズを把握しながら、より効果的な施策になるための研究をしながら進めていきたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 結局、今後ということは6月、9月の補正の中にも出てくるということも期待ができるわけですが、町長公約で既に前期の選挙戦ですから、2年と5カ月ほど経過をして、就任から2年と3カ月経過をしています。ですから、ぜひともすぐにでも実現をしていただきたいというように思うんですが、いかがでしょうか。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議員がおっしゃられるとおり、前向きに検討していきたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、②、③、④ですが、今、保健福祉課長の答弁の中で、切れ目のない子育て支援策、経済応援だけではなくというように言われました。それで、それぞれどういようように対応されようとしているのか、1年生に対するランリュック、これは多賀で実施をされて、そのほかの市町も実施をされているのを多賀町さんもいいことは率先してやろうということで始まったんだと思いますが、甲良町でも予算措置からいうたら、もうほんのわずかな金額です。100万円あれば、東西あわせて新入生60人、70人ありません。そういうことから見ると、少ない予算で本当に町のメッセージ、子どもを大事に甲良町はしているんだよと。しっかり勉強してほしいし、大きくなってほしい、健康に育ててほしい、健やかに育ててほしい、このことを実際の姿で、形であらわしていくわけですから、非常に手軽でありますし、町民に喜んでもらえる施策ではないかと思うんです。

それから③の出産祝い金は、アンケートの中の、現在妊娠をされている方、それから若い方を対象にとられて、1,000人に送付をされて、261人から回答されているアンケートのまとめです。そこのところを読みますと、出産祝い金をやってほしいのはかなりありましたね。ですから、アンケートをとって、そういう要望が出ている。そしたら、何のためにアンケートをとったのか、その自由意見の中に「何でこんなことをやるんや」と、「どういようように子育てしようと町はしてるんや」という切り返しの質問があるぐらいなんですけど、この創設を今、踏み切るべきだと思います。

それから④の第2子からの保育料、これは国の支援金があります。それで、プラスをして、町の補助を適用して、第2子、第3子、これは県が第3子の無料化を踏み出しました。半額やったかな、今ちょっと記憶を消えてしまいましたが、第3子からの補助を来年度実施することの発表がありました。そういうことから見ると、町の単独費用が県で上乗せされる。逆に、県が手当をすれば、甲良町で上乗せをして予算措置ができますので、この点どういようようにされるのかよろしくお願いします。

○木村議長 教育次長。

○山本教育次長 私どもの教育委員会の所管としましては、ランリュック、また保育園の関係だと思います。

ランリュックにつきましては、今現在、一部の方には補助はさせていただいています。経済的支援、特別支援の関係の子どもさんについては、一部は

させていただいております。今後、保健福祉課長も言いましたように、戦略会議の中の子育て教育部会の中で検討させていただきたいと思っております。

それとまた、保育園の第2子、第3子につきましては、議員が今おっしゃっていただきましたように、国なり、県なりが補助を出していただきますので、それについては甲良町も乗っていこうという考えを持っておりますので、それはどこの市町も一緒やと思っておりますので、それは乗っていきます。

ただ、あとの町の方で全額とかいう形になりますと、そういうようなものができればいいと考えておりますが、門戸を国、県がひらいてくれましたので、できましたら、子どもが減っていますので、そうなりますと国家的な課題と考えますので、できましたら市町だけでなく、国、県の方は重点的に将来の日本を担う子どもたちですので、できれば第2子、第3子の方も全額、国、県が持っていただけるように、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

以上です。

○木村議長 住民課長。

○山田住民課長 出産祝い金の関係について、ご回答させていただきたいと思っております。

12月の定例会のときにも、子育て支援全般にかかわって議員からのご質問の際に、住民課の課長として、いわゆるそれぞれの施策というのが単発ということではなくて、包括的にといいますか、パッケージ化してやるべきものであるだろうということはご見解を申し上げたところでございます。そこで、冒頭、保健福祉課長が申し上げましたように、現在、総合戦略のひと対策チームの中で、保健福祉課長は切れ目のない一体的なといいますか、系統的なそういったようなところを検討しているといったような中で、出産祝い金の創設につきましても、そのひと対策チームの研究事項としていきたいなと考えております。

その研究に際してのポイントとしまして、今現時点で考えさせていただいておりますので、その出産祝い金の目的というのを、出生率の向上による少子化対策といったようなところとどう結びつけていくのかということと、それからそういった観点からいいますと、その祝い金の交付内容を申請時、一律とするのか、あるいは合計特殊出生率を上げていくために、例えば第3子を特定するのかとか、いろいろと第1子から第3子までの祝い金に差をつけていくのかとか、そういった内容を検討していかなければならないと現時点では認識しているところでございます。

何よりも、最後に思っておりますのは、この出産祝い金というのが個人からの申請受領になるわけでございますので、申請に来られた方がその事業を

ただ単に申請するというだけでなく、申請しに来た部署と初期的な一番最初の接触する機会になるわけですので、交付事業というのを通して相談業務ができていたりとか、いろんな事業との連携ができていたりとか、そういった中では、その交付事務の窓口をどこにするのがいいのかとか、そういったようなことを総合的に検討してまいりたいなど。そういった研究をひと対策チームの中で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 どちらもいろいろ言われましたけども、制度的な中身、それから申請窓口をどこにするかについては、やるということを決めた上でどういうようにするのかという整理が必要ですので、順番をぜひまとめていただきたいと思うんです。

それで、私が問題意識を持ちましたのは、この中日新聞の記事の中で、これは町に取材をして書いておられるんだと思いますが、東西小学校に無線LAN、それからタブレット端末を40台ずつ配置する、今、言われた経済的支援と、それからさまざまな教育の要求に応じていくということの、私は総合的に同時にやっていただきたいと思いますし、順番からいうたら、この住民アンケートの中でまとめられている中身は、やはり子育てを困難にしている状況は、やはり低賃金、それから不安定な雇用の中で生まれている経済的な負担の大きさです。私は直接、若い世代の方と保育園の前でお話をしましたが、やはり保育料の2子、3子を無料にすれば、2番目、3番目、子どもを産みたいなど旦那と話をしているんだという若いお母さん、それはかなりおられたというように思います。そういう点では、その方向性と、ここで言われている教育のIT化の計画とは相矛盾する、ないしは順番が違うというように思うんですが、いかがですか。

○木村議長 教育次長。

○山本教育次長 学校はまた学校の教育の方がありまして、今ITの関係で議員におっしゃっていただきますが、これからの世の中、今もそうですが、IT化を進めていかないと、やはり子どもたちの教育等も遅れてきます。また、いろんなところに出ていく中におきましても、ITが先端というか、いろんな意味でそういうようなことになじんでいただくということが子どもたちにとっても将来的には役に立つと考えておりますので、同時進行、議員がおっしゃいますように、ゼロ歳から小学校まで全てできるといいんですが、それはまだ今後の検討という形でさせていただきたいと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほど紹介した、内閣府がまとめた、去年の1月27日発表のやつとも成功例とやっぱり矛盾するんですよね。矛盾するし、理論的にも、実際的にも、子どもが減って行って、ITを学校でやっていて、人数がだんだん減ってどないするのやというのがありますので、人口の増、つまり若い世代が甲良町に定着する施策を優先するというのに、ぜひとも切りかえていただきたいと思っています。

2つ目の質問ですが、これは若い世代と同時に、私も65歳を超えて老人会に入り、お年寄りとおつきあいが随分増えてまいりました。その方々がやはり口をそろえて言われるのは、年をとっても安心して甲良町に住んでいたい。しかも、施設に入ると高いですし、家族から分離されたような、島送りされたような気分になるというように言われます。そういう点では、住み続けた甲良町で人生を全うしたいというのが、誰もの願いですから、それを応援することが非常に大事です。

取り上げましたその中の2つは、外出支援、これはラジオの番組でも言っていました、お年寄りが家の中に引きこもる、そういうところが老化の始まり、そして、社会のつながりの気薄さから、認知症などを発症するリスクが高い、これはNPOに取り組んでおられる方も、それから医師の方も言っておられましたし、私もそう思います。そういう点では、気軽に外に台数を増やすことと、それから、利用先の充実が要るというように思います。

続けますと、香良の湯のシルバーデー、これも金曜日、かなり多いというように聞いています。金曜日、金曜日というので目指して来られるお年寄りも楽しみにされていると聞いていますが、その充実も図っていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 外出支援につきましては、現在、定期通院という形のみでサービスを委託して実施しております。これには、毎月60名前後の方がご利用されております。現在、登録されている方は月々増えていきますので、現状のまま継続していく予定で、現状では拡充は考えておりません。

そして、香良の湯の方ですけども、こちらも現在、金曜日が入浴料が65歳以上の方は無料ということにさせてもらっていますが、ちょっと指定管理者の方からは利用が増えることで、施設としてのキャパが、まず駐車場がなくなってくるということで、大変混乱をしているという現状と、あと浴室自体もそんなに沢山の方は入れませんので、ちょっとキャパとして今が限界であるというようなことを聞いております。もう1日、無料日を増やすということは、現在ではまだ考えておりません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 外出支援についても年々、月々利用者が増えるということですが、かなり先進的な施策なんですね。ドア・ツー・ドアになっていますから、その幅を増やす、台数を増やすことが決定的に必要なだと思いますが、ぜひとも利用者が増えていくことに対応することをしていただきたい。

それから、香良の湯の場合も、金曜日にキャパを増やすわけではありませんから、日を増やすわけですから、そういう点では分割できる、そういう点では健康維持のための利用の幅が広がるということについても計画をしていただきたいと思っていますが、再度。

○木村議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町では、平成28年、29年度と地域福祉計画を策定していく予定でございます。この中で、住民ニーズの把握をして、どのようなサービスが必要性の高いものなのかということを経験の中から聞き出して、その施策について検討していく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、子育て支援も、それからお年寄りが安心して暮らしていける、健康で暮らしていける、このまちづくりについても今後とも進めていただきたいし、町民の要望が切羽詰まっている状況です。そういう点でも考えていただきたいと思うんです。

次に進みまして、税金の着服事件についてです。

全般では時間の関係もありますが、予算審議が始まる時に私が言いました、町民の怒りは本当に深刻なものです。爆発するかなと思うぐらいの方もおられますし、また表面上は大変静かだというように言われている方もあります。しかし、言いましたように、町行政の根幹部で起きた事件でありますから、この実態を調べていく、そして、犯罪容疑に手を染めた職員、そしてそのことを許した町行政としての反省点は今の時点でもやはりちゃんと見ていく必要がある、総括をしていく必要があると思っていますので、何点かお聞きいたします。

1つは、この事件を教訓に行政事務全般にわたり見直しが必要だと考えています。町長の人事管理、これはやはり7年間、その部署にとどまっていた、そして、議員の質問に答えて、県の徴収事務を管轄する上でノウハウを取得した職員を動かすことができないという点で7年になったと言っているんですが、結果としてはやはり人事に問題があった、人事管理に不備があったというようにお認めになるかどうか、その上に立って反省が必要だというように思っていますが、いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 この横領事件が発覚したことによって、長いこと同じ場所においてたということの反省になるのかなと思っておりまして、私も先ほど西川議員のときにもお答えさせていただいたように、やはり配置にあたっては適材適所、それと、1つの課、チームの連携、そして協調、そういういろんなことを加味して人事配置をさせていただいていると思いますし、そして、職員の信頼もしていたということでありまして、まさかが起こるということは、想像はちょっとできなかつたというのが実感やと思うんです。そのことは後で謙虚に反省をさせていただくということですので、今後はそういう意味ではやっぱり人事異動についてもしっかりと考えさせていただく機会になったのかなと思っています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 今、町長がまさか、確かにまさかの事件が起きたわけですね。ですから、まさかの事件を受けて、やはりその結果から見れば、穴があったというように率直に見ていく必要があるというのを提起させていただきたいと思うんです。

ネットではもういろいろ言われています。先ほどの議員の質問にもありましたように、1人の犯行とはとても考えられないとか、それから行政ぐるみの不正ではないのかというのが書かれています。そういう点では、後の方でも言いますが、しっかりとしたメッセージを町としても出していく必要があります。それで、数年に及ぶ着服を見抜けなかった点は、どういうように現在で総括をされているのか、お尋ねします。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 この犯行自体が見抜けなかった理由というところにつきましても、今、捜査の段階の1つの要因ということになっておりますので、告発に向けてそこらあたりは進めておりますが、今の段階では、何度も同じようなことを申しますが、報告できる状況ではございませんので、ご理解の方お願いしたいと、このように思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 これは議員の質問の中で明らかになりましたが、伝票は合っていたというんですね。当然ですよ。領収書を渡して、それでその分の納入、それから税務課の控えはもう破って捨てる、それから現金が入らないわけですから、現金と納入伝票が合うのははっきりしています。しかし、集金台帳、つまりコンピュータの処理ですので、台帳という表現は合わないかもしれませんが、消し込みがされている、つまり私が5万円納入したやつは、西澤の3月分入ったと消されるわけです。けども、現金が入っていないわけですよ。そうしますと、その分の台帳と現金を合わす作業を、それはやっぱり

怠っていたというのが実態ではないんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 先ほど申しました、詳しくはちょっと申し上げられないんですけども、その中でのシステム上の何らかの動きがあったというところで、差異というところがなかなか難しい部分があったというところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、③に疑問として書いておきましたが、判明がなかなかできない、つまり、1月13日にわかって、問い詰めたら、14日に発覚して本人が認めたから、難しいシステムに改ざんされていた、つまり、本人しかわからないようなシステムに改ざんされていたというのが答弁で、全協でも、それからその前の説明のときにもありました。それ自体が、そういうことを見抜かなかった状況が続いていたわけですよ。そうしますと、現金による入金記録そのものが全くないのか、それとも、あるいは定かではないという点では、照合のしようがなくなってくるんですが、その点どういうように、今、被害回復、被害の認定をされるつもりですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 その点につきましても、今後の調査の一部になってくるわけなんですけれども、そのあたりのデータの復元等もシステム会社等ともやっておるといふところと、銀行に持っておる部分もございまして、そこも含めて総合的にこれから進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう点では、この金額、一番近い27年度の横領額を確定させていく上でも、大変困難を抱えている。そして、困難を抱えているぐらいのシステム上の不備があったということをおぼろげに思わざるを得ないんです。

それで、④のところでは、2月2日、全協で説明がありました。2月5日には新体制の議員の説明がありましたが、そこでも家族からの弁済の話がされておりました。もちろん、被害額が回復されることが一番の何よりですが、被害総額、つまり横領総額がわからない段階でこんなことを報告されるのは非常に不思議に思っていました。それで、野瀬議員の質問もありましたが、1月13日から前西川議長に連絡が行ったのが2月1日、かなりおそかったというように思います。その間に内々で済めばいいな、私、以前、説明のときにも言いましたが、まさかの事件が起きたわけですから、町民はびっくりする、そして、その少額でほんのわずかであれば内々で済まそうとしたのではないかという疑いが持たれていますが、いかがですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 この2日、5日という中で、家族の方に求めると、そういうようなことではなくて、やっぱり着服した本人からその弁済はするべきと、このように考えております。

そして、それを内々に、家族からそれを弁済いただいて、内々で済まそうと、そのようなことは一切考えておるものではないというところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 1月13日に発覚して、14日に本人が認める。そこからすぐに警察に連絡をして普通なんですけど、25日に警察に報告したというのは間違いありませんか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 25日と申しましたが、電話連絡等につきましては、もう少し早く電話の連絡はさせていただいていたというところで、少し私の言い回しが悪かったですけれども、その以前から電話等での彦根署への連絡はさせていただいておったというところで、そのまま置いといたということではございません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 その電話連絡はいつしたのかを答えておいていただきたいと思うんですが、そのことが1つあります。

そして同時に、私どもは税金着服事件の解明がなかなかされないので、議員有志で弁護士とも相談を今、しています。住民の側としても告発ができないかというのが角度です。同時に、そのことを管理しなければならない町長の責任を問わねばならないと考えています。そこから弁護士もアドバイスがありました。私どもも考えていましたが、選挙が19日に始まります。その時点で、プレミアム商品券の問題もありますし、それから町長不信任案の否決、上程されて否決になりましたけども、北川町長の不信任が報道をされて、北川町長の進退の問題にもなっていました。そういうところから見ると、選挙に影響を与えるというようにそのときに考えて遅らせたということはありませんか。つまり、選挙があったわけですけども、1月13日、そして議員の任期でいいますと、2月4日まであります。選挙が始まったら招集ができませんけども、その選挙が始まるまでにこういう事態が起こったと、つまり知らせるだけというように2月1日に連絡をいただきましたが、そういう連絡だけだったら、選挙までにこういう事件が起こっているんだということをなぜ連絡いただけなかったんですか。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 13日にそういうことで、14日に本人からの自供があった

ということで、前に申し上げましたように、そこはそういう話があった、本人の自供があったというところだけでございます。14日に自供はしたということになるんですけれども、その中でそれ以後に聞き取り等全て何回かやっていた中でこのことであって、その13日、14日に報告できるような状況ではございませんでした。中身のところをしっかりとするという意味で、この時期になったということでご理解いただきたいなと思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 以前に話がありましたように、現行犯でなかったという点が非常に弱点だったというのを税務課長も報告がありましたけれども、そういう点では不祥事がすぐに報道される状況でなかった事情はわかりますが、今、全容ないしはそういう犯行の状況が全く町民には見えないからこそ、いろんなうわさが出ているわけです。

そこで、この問題の解明をしていく上でも、また町行政のこの際、いろんな問題点を行政事務そのものがどういうようになっていたのかと問われていますので、第三者委員会の設置が必要だと思いますし、この機会に徹底した内部検査、それは弁護士などが入って客観的に評価をすると。その評価に委ねるといふ姿勢がぜひ必要なんですが、課長、それから町長の見解を求めたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○上田税務課長 今、現段階につきまして、町および弁護士含めて、全貌解明のために進めております。なるべく早く全貌を解明するということをした後に、第三者委員会ということで、知識人の方に集まっただいて、今後の防止策については、そういう意味で皆さんに寄っていただいて、そういう意味の今後の対策を考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そうですね。犯罪容疑をきっちりと捜査当局と連携をしながら詰めていく作業と、行政内部の検証は分けて私も考えていますし、けれども、そのことを避けて通れない今の現状だということを指摘させていただきたいと思います。

次に、南部工業団地の構想についてお伺いします。

これは、池寺で説明会があったのを聞かせていただきました。それで、どういう説明なのかというのを参加者から聞かせていただきましたが、町の議会としてはまだ承認がされていませんし、それから、町民合意もまだこれからという段階で、この説明会がされています。どのような趣旨で行われたのかお尋ねをいたします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 説明会の経緯、趣旨ですが、2月21日、日曜日に池寺区の方に説明に行きました。これは、昨年4月に町の方が大林さんに寄付をいただいた土地、それについて企業誘致、そして土地利用計画図をまず検討するのにつくろうという趣旨で、国道307からその土地まで行く既存の道路を利用するというような考え方も当時ありましたので、そこに両方のため池がありますので、そこにかかる。また、そのときは北の方から道路を抜けないかと、とりあえず町の場合、計画させてもらうので、自由に絵を描きたいというので、そういう了解というのを役員会の方に4月に頼みに行った経緯があります。

それで、6月議会で土地利用計画図をコンサル委託する予算も議決いただきましたので、業務発注をしまして、11月末に成果品が出ました。役員さんの方にその経緯を説明しに、こういう3つの方法で選定して、こういう感じが町にとってはいいと思いますというような経緯を役員さんに説明に行かせてもらって、実現するには、このため池の協力をお願いしますというような説明をさせていただきました。そこで役員さんの方が、それでは総会をまたするので、そのときにみんなに説明してくださいというような話がありまして、結果として21日に総会が設定されたので、それで説明しています。翌22日には、まちづくり協議会も開催する予定でしたので、同じ図面で説明をさせていただいております。

今、議員がおっしゃるとおり、住民合意、議会承認の件ですが、住民の意向調査なり、総合戦略推進委員会の意見を聞いて、総合戦略の素案をつくりまして、そこに、企業誘致をするというようなことで、住民説明会なり、議会の全員協議会、またホームページでパブリックコメントなり、意見を求めておりましたし、議会の関係におきましては、26年6月に西澤議員の方からメガソーラーをしたまちづくりというようなご意見があったときに、雇用できる企業誘致がいいのではないかとというようなことや、26年12月議会、西川議員、27年3月議会、山田議員、それぞれ関連質問をされたときに、そのときどきの町の考え方は説明させていただいているという認識があります。また、27年3月に27年度当初予算で、取りつけ道路の仮舗装の予算とか、先ほど言いました、6月議会で土地利用計画図の作成の予算を議決いただきましたので、そうさせていただいた経緯があります。

今後は、より一層もっとオープンに、住民合意を形成しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解の方お願いいたしたいと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 この構想では、当初から説明がありました民間委託、町は民間委

託をした段階で、その12億4,000万、デベロッパーの開発に委ねていくと。けども、上下水道の部分を取りつけ道路の部分は町が分担するという事なんですが、2つ目の民間委託、これは責任分担、どういうようにされているのか。協定書、こういう内容で民間委託をしようとしている、計画の素案などがありますでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、考えていますのは、町の方が土地利用計画図の作成ということで、この間、抜粋させてもらった提案などをつくって、あと立地企業を募集するパンフレットは町の方、あと立地企業が来るための優遇措置、例えば、固定資産の優遇措置とか、条例か幾つかの優遇措置を町の方で考えようと、今後。あと開発区域までの侵入道路および下水道の整備については、町の方でやっていこうかなというふうには考えておりますが、それ以外の費用、開発なり、自然調査なりの費用は、その中間デベロッパーにもってもらおうかなというふうな考えをしております。当然、優良な企業を立地せなあきませんので、募集については町なり、県、中間デベロッパーと一緒に協力して企業を探していこうというふうなことです。協定書につきましては、当然必要ではありますが、現在はできておりません。町としては、一応、働く場所の確保ということでもありますので、企業の選定に加わるといって、これぐらいの雇用数の企業をとというようなことも思っておりますし、公害関係、また造成工事の瑕疵があった場合の関係、途中で事業が中断した場合などのことを当然、その協定書なり、契約書にはうたっていかなあかんかなというふうな思いはしておりますが、具体的な作業につきましては、朝、渡した資料の中で、来年度予算で要求させていただいておりますので、そこで詰めていきたいとは思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 計画が前へ進んだ段階でのさまざまな意見もありますし、その入り口の段階でも聞かせていただいておりますと、西明寺さんは工業化反対、景観、ここからもよく見えるわけですけども、景観ががらっと変わってくると、こういうことについても住民合意が必要ですし、そのことの論議が必要だと思うんです。

この中間デベロッパーに委託をする、どの事業もそうですが、委託をするからには、こういうように町は委託をしようとしているという骨子を議会に示す必要がありますが、それはどういうふうに考えていますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 その骨子についても、今、口で言うたことを書面にということ、骨子もするんですけど、今朝、渡した企画監理課の予算の中で、今

考えておりますのは、選定のための実施要綱なり、選考基準なり、仕様書なり、協定書、契約書案までをつくってもらふ業務を要求していますので、その中で考えていきたいなどは思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 企画書までを町がこういう方向でいきたいのと違って、デベロッパーに委託をするわけですから、これは町がどの枠で委託をしたいかという点から、私は外れると思いますが、③の方に移ります。

町の責任範囲と財政負担の予測を説明、お願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 財政負担については、概算の概算であります、8,000万円と考えておりますが、設計費等についても、この新年度予算で要求しておりますので、実際、設計をしてみないと、実際の金額が出ないということになります。

責任分担につきましては、先ほど言いました、町の取り組みの分は町の責任かなというふうには考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 8,000万というように、池寺の説明会でも言われているようですが、8,000万の内訳、概算ですけども、何に8,000万使うのかというのが1つです。

それから、④に進んで、人口減少対策に貢献するというところで、以前、議会でも説明がありましたが、どのような根拠で立案しているのか説明、よろしくをお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 概算の概算ということで、一応お示しはさせていただいたんですけども、上水、下水、道路の3つの工事の案分ぐらいの予定をしております。上水道が2,700ぐらい、下水道は2,000ぐらい、残りが道路部分ということで、道路の形状などによって、この金額は変わるのではないかと考えております。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 根拠の話に入る前に、先ほどの委託費の話ですが、中間デベロッパーに委託するわけじゃなくて、別のところに委託して、中間デベロッパーを募集するための別のところの費用であります。

根拠ですが、総合戦略に位置づけしまして、きのう渡した38事業の1つであります。人口ビジョンで5,000人規模を維持するというための施策では38事業ありまして、そのうちの1つが雇用の確保ということでありまして、ほかの38事業を全てやっていったら5,000人を維持やというよ

うな計画をしておりますので、そのうちの1つであります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 その財政負担の見通しですけれども、道路の形状によって変わってくるということなのですが、少なくとも今現在、計画をしている、予測している上下水道の延長幅、それからどんな工事が予想されるのか、そして、道路についても幅と長さ、これによって金額が変わってきますので、その概要でも示すこと、つまり、文書で提出を願うことが一番いいんですが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今日お手元に配らせてもらった関係で、企業誘致関係、28年度予算の関係で、図面と、今言われた道路延長なりは書かせていただいておりますので、また確認をお願いいたします。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 中間デベロッパーと、その企画をする業者とが違う、それに委託をしていくとしても、町の持ち出し、道路と上下水道の負担を始めていくという着手をしようと思うと、住民合意、それから町が言われている人口減少対策に有効な手だてだということに言われているわけですが、説明会の席でも意見が出されているようであります。北落の工業団地の雇用について疑問符がされていますし、何人やったのかということに言われていますし、それから、ため池を将来、買うてくれるのかということなどの意見も出されています。それから、一番やっぱり西明寺さん、湖東三山の大きなところで、その西明寺さんが工事そのもの、工業団地をつくるについても景観との関係で反対をされているという点では、地元、それから町民全体、それから西明寺さんの関係でも合意が難しい状況です。

そういう点から見たら、着手は一旦とまって、検討期間を十分おく必要があると思いますが、見解を求めます。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、見通しのことですが、現在、滋賀県に紹介していただいた、話をしている中間デベロッパーですが、関東の圏央道沿線の実績がありまして、イオンなり、コカ・コーラ、西濃運輸などを誘致しています。イメージ的には皆さん、北落をイメージして、雇用が少ないということですが、この実績やと雇用が多いというような実績がある業者でもありますし、着手の話ですが、開発行為なりの着手ですが、当然、企業が決まってからしていこうと、民も官も何分リスクは抑えたいので、まず立地企業を探すと。探して、町としても選定に加わって、この企業でオーケーですよということになってから、当然やっっていこうかなというようなことを考えております。

当然、それまでに池寺さんとも話をし、用地を買収させてもらうとか、道路はどうやとかいう準備の費用は当然必要になります。それを来年度予算に要求させてもらうような段階でありますし、今言われて、今言うようなことでもないですし、西明寺さんにつきましても、4月に池寺さんに行ったように、同じように計画図を書かせてもらうということで説明もさせてもらって、結果も報告に行っております。一旦、報告に行ったときはちょっと賛成でしたんですけど、ちょっと12月の中ごろに、ごみが増えるんじゃないかなというようなことで、今言われた関係の話で、反対表明をしに町の方に来られました。町の方としても、こういう事業を進めたいので、継続して話はさせていただきたいという了解は得ておりますので、今後、話をしていくような状況であります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 最初するときにも言いましたように、具体的な施策と町への愛着、誇り、この後者の部分は大事な部分であります。そういう点から見ますと、その両面、アイデンティティを壊すような状況を一つ一つ克服するということで進めていただきたいことを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後5時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康